



日本興亜生命の現状2005



日本興亜生命の現状

NIPPONKOA LIFE INSURANCE CO.,LTD.

2005

日本興亜生命保険株式会社



日本興亜生命保険株式会社

東京都中央区築地3-4-2 〒104-8407 Tel.03-5565-8080
URL:<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>



日本興亜生命

ご挨拶

ご契約者をはじめ皆様方には、日頃より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、生命保険と損害保険の両方の視点から、お客様に総合的な保険サービスをご提供する「日本興亜保険グループ」の生命保険事業を担う会社として1996年に設立され、お陰様で通算して第9事業年度の決算を無事迎えることができました。

この度、当社の経営活動や事業内容につきましてご報告申し上げますとともに、より一層当社をご理解いただきますよう、ディスクロージャー誌「日本興亜生命の現状」を作成いたしました。

今後も、CSの向上、コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化を図ると共に、質の高い生命保険サービスの提供を通して、「お客様から選ばれる企業」を目指してまいる所存でございます。

皆様のなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2005年7月

取締役社長

小松敏行



日本興亜生命のホームページ

日本興亜生命では、皆様に様々な情報をご提供するためホームページを開設しております。会社概要をはじめ、商品ラインアップなどの情報をご提供しておりますのでご利用ください。

<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>

日本興亜損保のホームページ<http://www.nipponkoa.co.jp>もあわせてご覧ください。

CONTENTS

I. 主な経営指標のご説明と当社数値 4

I-1 主な経営指標	4
I-2 エンベディッド・バリュー	8

II. リスク管理・コンプライアンス体制 10

II-1 リスク管理体制	10
II-2 コンプライアンス（法令等遵守）体制	11
II-3 お客様情報の保護	14

III. 環境問題への取組み 16

III-1 環境マネジメントシステム	16
III-2 日本興亜保険グループの環境方針	16

IV. 保険会社の概況及び組織 17

IV-1 沿革	17
IV-2 経営の組織	17
IV-3 店舗網一覧	18
IV-4 資本金の推移	19
IV-5 株式の総数	19
IV-6 株式の状況	19
IV-7 主要株主の状況	19
IV-8 取締役及び監査役	20
IV-9 従業員の在籍・採用状況	21
IV-10 平均給与（内勤職員）	21
IV-11 平均給与（営業職員）	21

V. 保険会社の主要な業務の内容 22

V-1 主要な業務の内容	22
V-2 経営方針	22

VI. 直近事業年度における事業の概況 23

VI-1 直近事業年度における事業の概況	23
VI-2 契約者懇談会開催の概況	23
VI-3 相談（照会・苦情）の件数	24
VI-4 契約者に対する情報提供の実態	24
VI-5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	24
VI-6 代理店教育・研修の概略	25
VI-7 新規開発商品の状況	26
VI-8 保険商品一覧	27
VI-9 情報システムに関する状況	34
VI-10 公共福祉活動（社会貢献活動）	35

VII. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 36

VIII. 財産の状況 38

VIII-1 貸借対照表	38
VIII-2 損益計算書	42
VIII-3 キャッシュ・フロー計算書	44
VIII-4 利益処分に関する決議書	46
VIII-5 債務者区分による債権の状況	46
VIII-6 リスク管理債権の状況	46
VIII-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	46
VIII-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	47
VIII-9 有価証券等の時価情報（会社計）	48
(1) 有価証券の時価情報	48
(2) 金銭の信託の時価情報	50
(3) デリバティブ取引の時価情報	50
VIII-10 経常利益等の明細（基礎利益）	51
VIII-11 会計監査人の監査の状況	51

IX. 業務の状況を示す指標等 52

IX-1 主要な業務の状況を示す指標等	52
(1) 決算業績の概況	52
(2) 保有契約高及び新契約高	52
(3) 医療保障・生前給付保障等（年換算保険料）	52
(4) 保障機能別保有契約高	53
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	54
(6) 異動状況の推移	55
(7) 契約者配当の状況	56
IX-2 保険契約に関する指標等	57
(1) 保有契約増加率	57
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	57
(3) 新契約率（対年度始）	57

(4) 解約失効率（対年度始）	57
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	57
(6) 死亡率（個人保険主契約）	58
(7) 特約発生率（個人保険）	58
(8) 事業費率（対収入保険料）	58

IX-3 経理に関する指標等 59

(1) 支払備金明細表	59
(2) 責任準備金明細表	59
(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	60
(4) 契約者配当準備金明細表	60
(5) 引当金明細表	61
(6) 特定海外債権引当勘定の状況	61
(7) 資本金等明細表	61
(8) 利益準備金及び任意積立金明細表	61
(9) 保険料明細表	61
(10) 保険金明細表	62
(11) 年金明細表	62
(12) 給付金明細表	62
(13) 解約返戻金明細表	62
(14) 減価償却費明細表	63
(15) 事業費明細表	63
(16) 税金明細表	63
(17) リース取引	63

IX-4 資産運用に関する指標等（一般勘定） 64

(1) 資産運用の概況	64
(2) 運用利回り	66
(3) 主要資産の平均残高	66
(4) 資産運用収益明細表	66
(5) 資産運用費用明細表	67
(6) 利息及び配当金等収入明細表	67
(7) 有価証券売却益明細表	67
(8) 有価証券売却損明細表	67
(9) 有価証券評価損明細表	68
(10) 商品有価証券明細表	68
(11) 商品有価証券売買高	68
(12) 有価証券明細表	68
(13) 有価証券残存期間別残高	69
(14) 保有公社債の期末残高利回り	70
(15) 業種別株式保有明細表	70
(16) 貸付金明細表	71
(17) 貸付金残存期間別残高	71
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	71
(19) 貸付金業種別内訳	71
(20) 貸付金使途別内訳	71
(21) 貸付金地域別内訳	71
(22) 貸付金担保別内訳	71
(23) 不動産及び動産明細表	72
(24) 不動産動産等処分益明細表	72
(25) 不動産動産等処分損明細表	72
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	72
(27) 海外投融資の状況	73
(28) 海外投融資利回り	74
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	74
(30) 各種ローン金利	75
(31) その他の資産明細表	75

IX-5 有価証券等の時価情報（一般勘定） 76

(1) 有価証券の時価情報	76
(2) 金銭の信託の時価情報	78
(3) デリバティブ取引の時価情報	78

X. 保険会社の運営 79

X-1 リスク管理の体制	79
X-2 法令遵守の体制	79
X-3 個人データ保護について	79

XI. 特別勘定に関する指標等 79

XII. 保険会社及びその子会社等の状況 79

XII-1 保険会社及びその子会社等の概況	79
XII-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務	79
XII-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況	79

I. 主な経営指標のご説明と当社数値

I-1 主な経営指標

生命保険会社のディスクロージャー資料の内容をより深くご理解いただけるよう、決算等でよく使用される主な経営指標についてご説明します。併せて当社実績も掲載いたしますので、ご確認下さい。

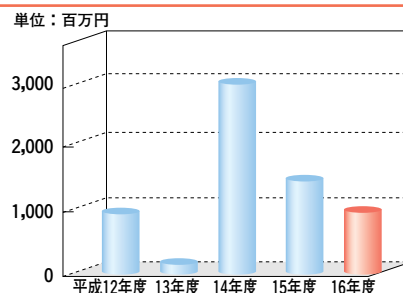
指 標	説 明
経 常 利 益 →p.37, 42	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額を指します。 $\text{経常利益} = \text{経常収益} - \text{経常費用}$
基 礎 利 益 →p.37, 51	この指標は平成12年度から導入されたもので、「経常利益」から、いわゆる本業以外での利益である「キャピタル損益」や「臨時損益」を除いて算出した保険本業の一年間の期間収益を示す指標です。
当 期 純 利 益 →p.37, 42	経常利益から、一時的に発生した特別損益、契約者配当準備金繰入額を加減した税引前当期純利益から、さらに法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益を意味します。
資 本 金 →p.19, 37, 39	事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭による出資額をいいます。
総 資 産 →p.37, 38	会社が経営活動に用いる財産の総額を表しています。
保 有 契 約 高 →p.37, 52	個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

当社の数値はこちら

平成16年度当社数値とその説明

896 百万円

平成16年度の経常利益は896百万円（前年度1,263百万円）となりましたが、標準責任準備金への積増しがなかった場合の実質的な経常利益は5,696百万円（前年度5,263百万円）となり、安定的に推移しています。



84 百万円

平成16年度の基礎利益は84百万円となりましたが、経常利益と同様に標準責任準備金への積増しがなかった場合の基礎利益は4,884百万円（前年度5,461百万円）となります。

189 百万円

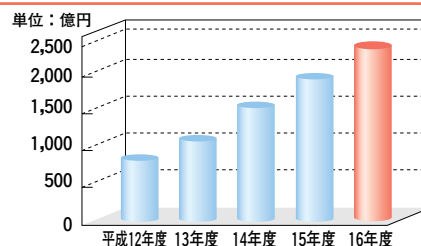
標準責任準備金への積増し（48億円）を行った結果、平成16年度の当期純利益は189百万円となりました。

200 億円

当社は平成13年4月に旧興亜火災まごころ生命と旧日本火災パートナー生命（ともに資本金100億円）が合併して誕生した会社であり、資本金は合併時に200億円となりました。その後、平成14年3月に50億円の増減資を行い、現在の資本金は200億円となっています。

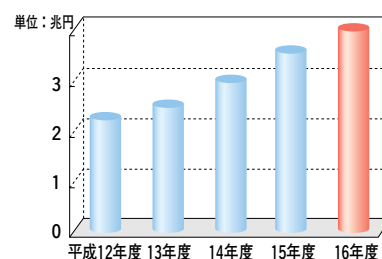
2,286 億円

平成16年度末の総資産は2,286億円（対前年比122.0%）となり、着実に増加しています。



3 兆7,810 億円

平成16年度末の個人保険、個人年金保険、団体保険を合計した保有契約高は3兆7,810億円（対前年度比109.5%）と順調に増加しています。また、団体保険を除いた個人保険と個人年金保険合計の保有契約高も2兆9,148億円（対前年度比109.5%）と着実に増加しています。



※図表で使用している平成12年度の数値は、旧興亜火災まごころ生命保険株式会社と旧日本火災パートナー生命保険株式会社の単純合計です。

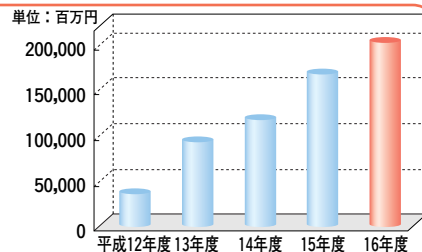
指 標	説 明
責 任 準 備 金 →p.37, 59, 60	将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で積み立てが義務付けられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。
貸 付 金 →p.37, 71	生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、一つは契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」、もう一つは保険料の払込が一時的に困難になった場合に解約返戻金の範囲内で保険料の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。
有 価 証 券 残 高 →p.37, 68	生命保険会社の資産は、その大半が将来の保険金などの支払いを確実にを行うための責任準備金に対応しているという特性から、安全性、収益性、流動性の原則に基づいて運用されます。有価証券は、国債、地方債、社債（これらを合わせて「公社債」といいます）、株式、外国証券等に分類されます。
ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率 →p.37, 47	「ソルベンシー・マージン」とは「支払余力」という意味です。「ソルベンシー・マージン比率」は、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%以上であれば、健全性について一定の基準を満たしていることを示しています。 $\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$
格 付	格付は、第三者が生命保険会社の健全性について評価した一つの指標です。当社ではお客様に当社の信用力を客観的にお知らせするため、情報開示の一環として、格付投資情報センター（R&I）に依頼して格付を取得しています。
逆 ざ や	生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます）を、運用収益などで確保する必要があります。この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態を「逆ざや」といいます。

平成16年度当社数値とその説明

193,774 百万円

当社は5年チルメル式を採用しています。責任準備金は保有契約高の増加に従い、右のとおり増加しています。

また、標準責任準備金の達成に向け、平成16年度は4,800百万円の責任準備金積増しを実施し、前年度以前の4,800百万円の積増しと合わせて累計9,600百万円の積増しとなりました。

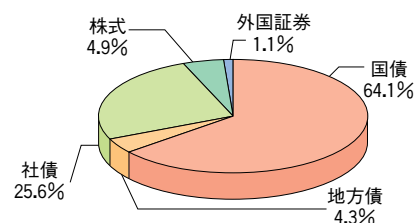


5,733 百万円

当社の貸付金は「保険約款貸付」のみであり、企業への融資や住宅ローン等の「一般貸付」はありません。

182,894 百万円

当社では負債の特性を踏まえ、長期的・安定的収益の確保を基本方針として、円建ての公社債を中心に運用を行っています。



2,970.8 %

当社のソルベンシー・マージン比率は、極めて高い水準を維持しています。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

$$\frac{48,200 \text{ 百万円}}{3,244 \text{ 百万円} \times 1/2} \times 100 = 2,970.8\%$$

A+

(保険金支払能力格付)

平成17年7月1日現在

保険金支払能力格付は、保険契約に基づいて保険金をお支払いする能力の程度を示すもので、当社は「A+」(“保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある”)という高い評価を得ています。なお、格付は将来的に変更されることもあります。

—

平成15年度は59百万円と若干の逆ざやがありましたが、平成16年度は逆ざやは発生しておらず、財務内容の健全性は強化されています。

※図表で使用している平成12年度の数値は、旧興亜火災まごころ生命保険株式会社と旧日本火災パートナー生命保険株式会社の単純合計です。

I-2 エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューの概要

エンベディッド・バリュー（Embedded Value：以下「EV」といいます。）とは、貸借対照表などから計算される「純資産価値」と保有契約から生じる将来利益の現在価値である「保有契約価値」を合計したもので、生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つです。

現行の生命保険会社の財務会計は、保険契約の価値が会計上の利益として反映されるまでには契約獲得から一定の時間を要しますが、EVは保有契約から生じる将来利益を現時点で認識するため、現行の財務会計を補完する指標の一つとして有用なものです。

(2) 平成16年度末EV

平成16年度末EVは次のとおりです。(単位：億円)

	平成14年度末	平成15年度末		平成16年度末	
			増減額		増減額
年度末EV	420	546	126	612	67
純資産価値（注1）	308	302	△ 6	300	△1
保有契約価値（注2）	112	244	132	312	68
うち新契約価値（注3）	40	45	5	40	△5

(注1) 純資産価値＝貸借対照表の資本の部十価格変動準備金(税引後)十危険準備金(税引後)十配当準備金中の未割当額(税引後)
(注2) 保有契約価値は、保有契約から生じる将来利益(税引後)をリスク割引率で割り引いた現在価値です。将来利益(税引後)からは、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコストを控除しています。
(注3) 新契約価値は、EV総額のうちの当該年度の新契約に係る額です。

(3) 主要な前提条件

EV算出の際の主要な前提条件は次のとおりです。

前提条件	設定方法	
保険事故発生率	保障種別・保険年度別等の過去の実績および業界統計データに基づき設定。	
解約・失効率	保険種類・払込方法・保険年度別等の過去の実績等に基づき設定。	
経費	過去の実績等に基づき設定。	
資産運用利回り	【平成15年度末】	【平成16年度末】
	新規資金を10年国債（利回りは約1.31%）および30年国債（利回りは約2.30%）に投資する前提で設定。	新規資金を10年国債（利回りは約1.32%）および30年国債（利回りは約2.26%）に投資する前提で設定。
	主な年度の運用利回りは次のとおり。	主な年度の運用利回りは次のとおり。
	1.82%（平成17年度）	1.77%（平成17年度）
	1.82%（平成18年度）	1.79%（平成18年度）
	1.82%（平成19年度）	1.80%（平成19年度）
	1.82%（平成21年度）	1.84%（平成21年度）
	1.80%（平成26年度）	1.90%（平成26年度）
実効税率	1.79%（平成31年度）	1.93%（平成31年度）
	1.80%（平成36年度）	1.96%（平成36年度）
ソルベンシー・マージン比率	直近の実績値（36.19%）	
リスク割引率	1000%を維持する。	
	8%	
リスク割引率	リスクフリーレート（20年国債利回りの約1.93%*）にリスク・プレミアム（6%）を上乗せした数値をもとに設定。（*平成16年度末、平成15年度末とも同じ利回り）	

(4) 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合の平成16年度末EVへの影響額は次のとおりです。

（単位：億円）

前提条件の変更	EVへの影響額	EV額
保険事故発生率を1.1倍にする	△39	574
解約・失効率を1.1倍にする	△7	605
経費（契約維持に係わる経費）を1.1倍にする	△13	600
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き下げる	△20	592
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き上げる	17	629
ソルベンシー・マージン比率を800%にする	9	621
ソルベンシー・マージン比率を1200%にする	△12	601
リスク割引率を1%引き下げる（7%とする）	27	640
リスク割引率を1%引き上げる（9%とする）	△24	589

(5) EVの増減要因

前年度末EVから当年度末EVへの増減要因は次のとおりです。

（単位：億円）

	平成15年度	平成16年度
前年度末EV	420	546
新契約価値	45	40
前年度末EVからの期待収益（注1）	17	28
資産運用の影響（注2）	85	13
リスク割引率変更の影響（注3）	△18	—
その他の想定と実績の差等（注4）	△3	△14
当年度末EV	546	612

（注1）計算時点が1年進むことによる、前年度末EVのリスク割引率および資産運用利回り等による増加額です。

（注2）資産運用利回りの前提条件を変更したことによる影響額および資産運用に係わる想定と実績の差による影響額です。

（注3）リスク割引率を変更したことによる影響額です。

（注4）資産運用に係わる想定と実績の差による影響額は除き、資産運用利回り以外の前提条件の変更による影響額を含みます。

(6) その他

- EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだいくつかの前提条件を使用していますが、これらの前提条件は将来の実績と大きく異なる場合があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つですが、将来の新契約から見込まれる価値が含まれないこともあり、実際の市場価値はEVから著しく乖離する可能性があります。これらの理由により、EVの使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。
- 当社は、専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるティリングハストにEV計算に適用した前提および評価方法、ならびに計算結果の妥当性について検証を依頼し意見を受けています。なお、意見書については当社ホームページをご覧ください。

Ⅱ. リスク管理・コンプライアンス体制

Ⅱ－１ リスク管理体制

(1) 基本方針

金融の自由化・国際化の進展と環境の急激な変化にともない、保険事業運営において抱えるリスクは拡大・多様化しています。このような環境下で、経営の健全性を確保し、お客様からの信頼を確保・維持するために、当社では、さまざまなリスクを的確に認識し、分析・評価した上でリスクコントロールしていくことを最重要課題として掲げ取り組んでいます。

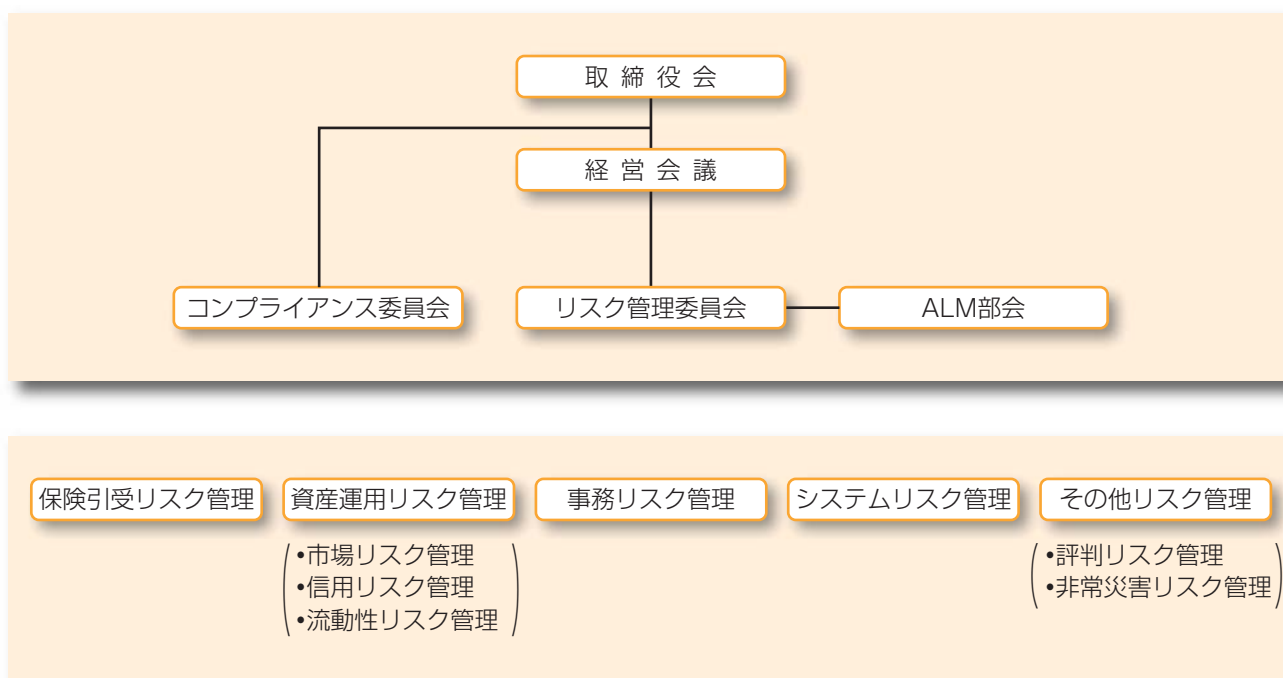
(2) リスク管理体制

当社では、自己責任原則にもとづき、経営を取り巻く各種リスクの特性を担当部門において的確に把握し、業務遂行することを基本としていますが、会社全体のリスクの把握や一元管理を行う観点からリスク管理委員会を、資産・負債の総合的なリスク管理の観点からALM部会を設置しています。また、取締役会および経営会議において、リスク管理に関するチェックを定期的に行っています。

〈リスク管理委員会の役割〉

- ・リスク管理に係わる基本方針の策定
- ・リスク管理手法の高度化検討及び整備
- ・各種リスク状況の認識、評価及び管理状況の総合的な把握

〈リスク管理体制図〉



Ⅱ-2 コンプライアンス（法令等遵守）体制

(1) 基本方針

生命保険事業は、社会性・公共性の高い事業であり、健全かつ適切な事業運営を通じて広く社会や経済に貢献しなければならない使命を担っています。また、保険業界における自由化・規制緩和の進展にともない、自己責任原則に則り厳正な企業運営が求められています。

当社は、お客様や社会からの信頼にこたえ、お客様から選ばれた企業となるために、コンプライアンスの推進を事業経営の最重要課題に掲げ取り組んでいます。

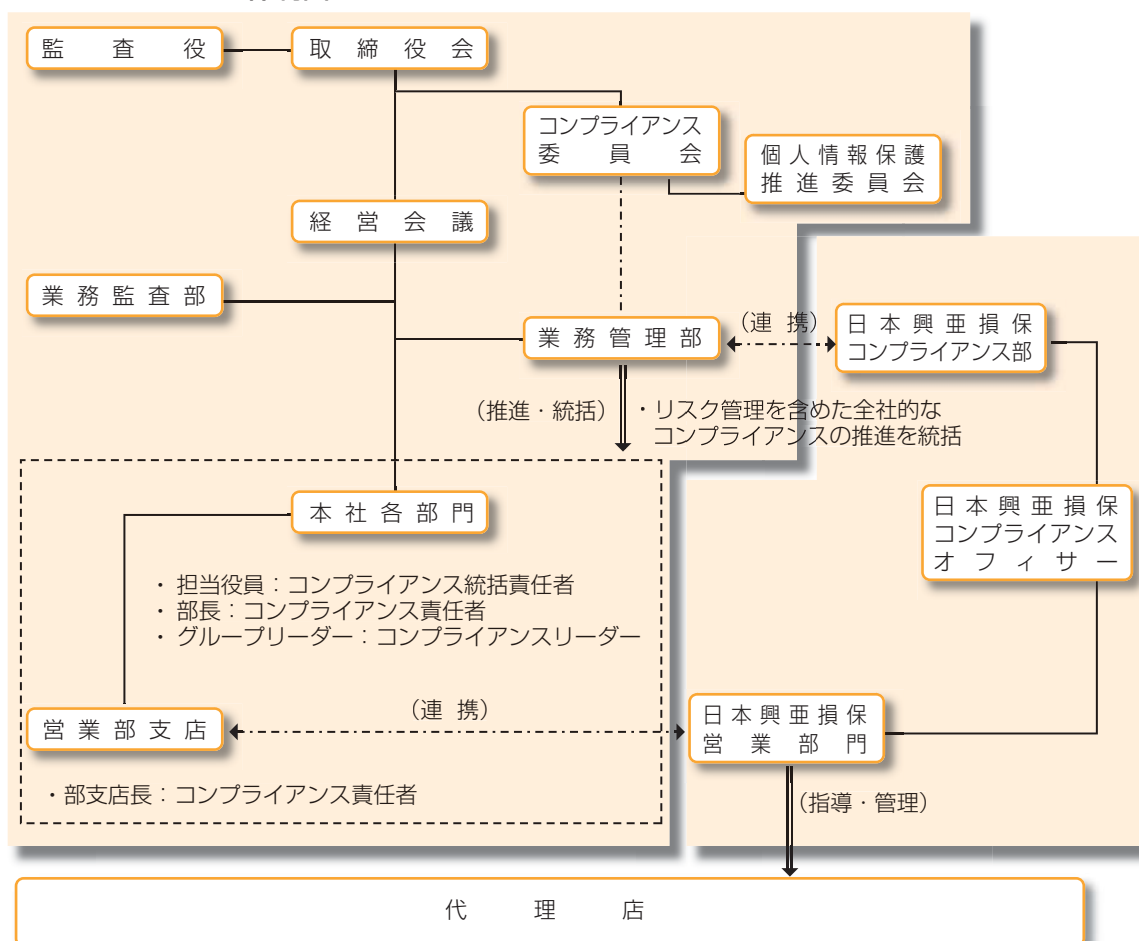
コンプライアンスの基本方針

1. 生命保険事業の高い公共的使命及び社会的責任を常に認識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を通じて、社会からの信頼確保に努める。
2. 法令や各種のルールを厳格に遵守し、社会的規範及び企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行する。
3. 公正な競争と効率的な経営を通じて、お客様のニーズに応える質の高い商品・サービスを提供し、社会・経済の発展に貢献する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。

(2) コンプライアンス推進体制

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、会社全体のコンプライアンスを統括しています。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス上の問題分析と解決策の立案を行い、全社的なコンプライアンス推進の徹底に取り組んでいます。

〈コンプライアンス体制図〉



(3) コンプライアンス・プログラム

当社では、コンプライアンス（法令等遵守）の基本方針に基づき、具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの推進を図っています。

2005年度（平成17年度）コンプライアンス・プログラム

1. コンプライアンスの推進体制

全社的なコンプライアンスの推進機能の強化と会社業務の適正化を図るために、コンプライアンス委員会を定期的に開催しコンプライアンス推進の体制強化を進めています。また、業務管理部を設置し社員（業務委託先の日本興亜損害保険株式会社の社員を含む。）及び代理店に対するコンプライアンスを一元管理し、全社的なコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業部支店にはコンプライアンス責任者を、本社各部門にはコンプライアンス責任者及びコンプライアンスリーダーを置きコンプライアンス体制の強化に努めています。

2. 内部統制の実施計画

営業部支店、本社各部門では、業務自主点検制度により適正な業務運営を徹底するとともに、業務監査部がリスク管理及びコンプライアンスの観点からその実効性・適切性を検証しています。また、業務委託先の日本興亜損害保険株式会社が実施する「WEKLY & MONTHLY事務チェック」及び「事務検査」において、生命保険の取扱に係る点検を行い事務不備の指導・改善を図っています。

3. 役職員および代理店の研修

役職員及び代理店に対する研修体系を確立し、定期的な研修の実施によりコンプライアンス意識の高揚を図るとともに推進施策の理解を深めています。また、全職場において毎週コンプライアンス・ミーティングを実施し、日常業務の遂行において発生した身近な問題を討議することにより、実務に即したコンプライアンスの推進を図るとともに、コンプライアンスを重視する会社風土を醸成しています。

4. 不適正な行為（不祥事件等）への対応

保険募集・引受にあたり不適正な行為が発生した場合は、「不適正行為の対応基準」に則りお客様の保護を最優先に厳正対応するとともに、原因解明に基づく再発防止策の策定および事案の社内開示による注意喚起を行い、再発防止を徹底しています。

5. 苦情対応の徹底

苦情報告及び対応ルールを徹底するとともに、原因分析を適切に行い、再発防止策を的確に策定し徹底を図っています。また、コンプライアンス委員会において全社的な苦情の発生状況・原因分析及び再発防止策の策定・実施状況について確認・協議しています。

6. 顧客情報の適正な取扱の推進

顧客情報取扱統括責任者を選任し、併せて部支店長を顧客情報取扱責任者に任命するとともに、個人情報保護推進委員会を設置し全社的な顧客情報の厳正な取扱を図っています。

7. 規定・マニュアルの整備

コンプライアンスに関する基本事項を定めた「法令等遵守規程」を制定するとともに、実務的な手引書として、役職員及び代理店向けに「コンプライアンス・マニュアル」を作成・配付し、コンプライアンスの徹底を図っています。

8. コンプライアンス・プログラムの検証

コンプライアンス・プログラムの進捗及び達成状況をコンプライアンス委員会等において定期的に確認し、適宜修正を加えるなどして更なるコンプライアンスの推進を図っています。

(4) 勧誘方針

平成13年4月1日に施行された「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に対する保険商品の適切なご説明に努めるとともに、次のとおり「勧誘方針」を公表しています。

日本興亜保険グループは、保険その他の金融商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行ってまいります。

日本興亜グループの勧誘方針

1. お客様の商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なご説明に心がけるとともに、お客様のご意向と実情に適った商品のご案内に努めてまいります。
2. 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
3. お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払手続きにあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
6. お客様のご意見等を商品の販売に反映していくように努めてまいります。

II-3 お客様情報の保護

生命保険会社は、提供する商品・サービスの特性から、ご契約情報や保健医療等のセンシティブ情報などを、お客様から長期的かつ大量にお預かりしています。

当社では、お預かりしたお客様情報の保護を図るため、個人、法人を問わずお客様情報の適正な管理および業務への利用等を定めた顧客情報取扱規程を制定し、また、個人情報保護推進委員会を設置し全社的なお客様情報の保護を推進しています。

また、平成17年4月1日より完全施行された個人情報保護法を踏まえ、個人のお客様情報の取扱いに関して「個人情報保護宣言」を公表するとともに、適正な取扱いに努めています。

2005年4月1日

個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護宣言)

日本興亜生命保険株式会社

当社は、企業理念において、豊かで健全な社会の発展に貢献することを掲げ、行動指針においては、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えるため、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開することによって、お客様に最高の安心と満足を提供することを定めております。

当社は、お客様の個人情報の保護は「最高の安心」を提供するための基本である、との認識のもと、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」等を遵守して、お客様の個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、適切な措置を講じます。

また、当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。なお、個人情報に関する取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(注) 個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4.から6.に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に利用し、必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・保険金請求書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）
当社が取扱う商品は次のとおりです。
・生命保険およびこれに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- ② 生命保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ③ 適正な保険金・給付金等の支払
- ④ 当社のグループ会社・提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内

- ⑤ 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑦ 当社が有する債権の回収
- ⑧ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品・サービスの開発・研究
- ⑨ 代理店等販売網の新設・維持管理
- ⑩ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑪ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
- ・生命保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「5. 生命保険会社等との共同利用」をご覧ください。）

※当社が個人データを提供する第三者は、医療機関、再保険取引会社等です。

<再保険契約について>

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

4. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更および保険金支払に関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に

- 記載された契約内容および保険事故等に関する内容
② 管理責任者：日本興亜生命保険株式会社

※共同利用を行う当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

5. 生命保険会社等との共同利用

- (1) 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、生命保険会社等との間で、当社の保険契約等に関する所定の情報を、次の制度に基づき共同利用しています。

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・支払査定時照会制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページまたは当社のホームページをご覧ください。

- (2) 当社は、生命保険代理店の適切な監督等ために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。

また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、社団法人生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

なお、当社は、生命保険会社等との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを次の制度に基づき共同利用しています。

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退職者情報登録制度
- ・変額保険販売資格者登録制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. ご契約内容、保険金・給付金のお支払に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。また、保険金・給付金のお支払に関するご照会については「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「10.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに更正させていただきます。

詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問は、下記「10.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、個人データの安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本興亜生命保険株式会社 お客様サービスセンター
〒104-8407 東京都中央区築地3丁目4番2号
TEL：0120-538-107
（受付時間：平日9時～17時（土・日曜・祝日を除く））

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（社）生命保険協会 生命保険相談室
〒100-0005 東京都中央区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
TEL：03-3286-2648
受付時間：9時～17時
（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

（会社一覧）

「4.グループ会社・提携先企業との共同利用」における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

① グループ会社

当社が、個人データの共同利用を行うグループ会社は、次のとおりです。（2005年4月1日現在）

- ・日本興亜損害保険株式会社（損害保険業）
- ・そんぽ24損害保険株式会社（損害保険業）

② 提携先企業：

現時点で個人データの共同利用を行う提携先企業はありません。（2005年4月1日現在）

Ⅲ．環境問題への取組み

地球環境の悪化が社会の安全・安心を脅かし始めた現代において、安心をお届けすることを使命とする保険会社が環境問題に取り組むことは、当然のことと言えます。地球環境問題による自然災害リスクの増大を防ぐという観点だけではなく、すべての活動の原点であるお客様の信頼にお応えするために、日本興亜保険グループは果たすべき社会的責任の大きな柱と認識して環境問題に取り組んでいます。

Ⅲ－１ 環境マネジメントシステム

日本興亜保険グループでは、行動指針に掲げる「環境にやさしい企業活動」の展開のため、国際規格「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステム（EMS）を構築・運用しています。

平成14年6月に日本興亜損害保険株式会社の本社サイトで環境ISO（ISO14001）の認証を取得し、その後、対象を日本興亜保険グループの全国の拠点および子会社・関連会社へ広げる取組みを行い、平成17年6月には、当社およびそんぽ24損害保険を含む全国組織で認証取得しました。

Ⅲ－２ 日本興亜保険グループの環境方針

日本興亜保険グループは、地球環境の保全・持続可能性の確保が人類共通の最重要課題であることを認識し、「豊かで健全な社会の発展に貢献します」との企業理念のもと、企業の社会的責任として「環境にやさしい企業活動を展開します」。

そして、真に豊かで安心できる暮らしを実現し、その基盤となる環境を子孫に引き継ぐという課題の達成に向けて、グループの全従業員を挙げて、全力で取り組みます。

日本興亜保険グループでは、以下の環境方針を定め、あらゆる企業活動を通じてその実現に取り組めます。

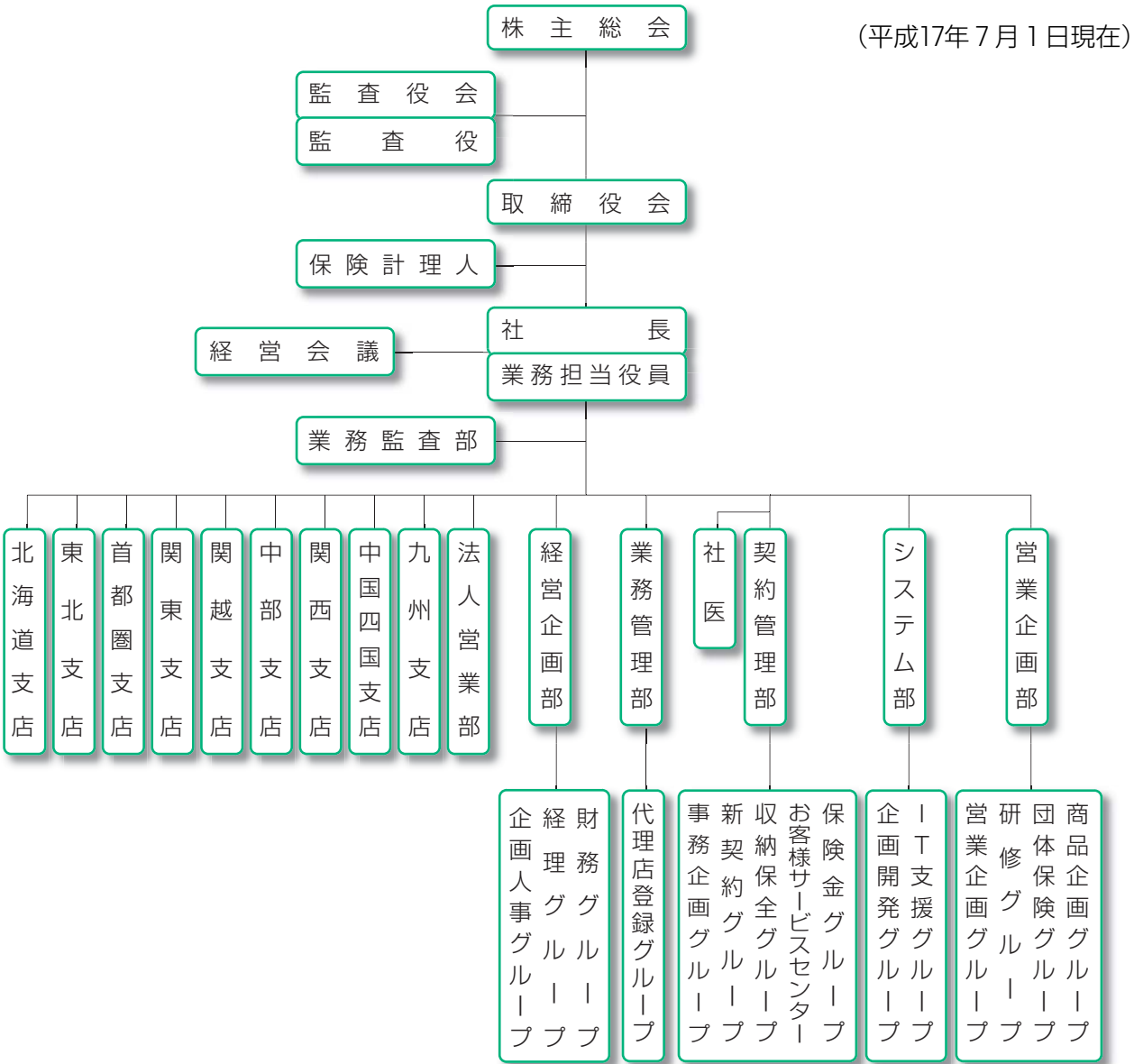
1. 当グループは、質の高い保険商品・サービスをより競争力のある価格で提供するという基本使命において、その活動、商品、サービスが関わる環境側面を認識し、環境汚染を予防し、地球環境の変化に対応すると共に、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
2. 当グループの活動、商品、サービスが関わる環境関連法規制及び当グループが同意するその他の要求事項を遵守する。
3. 当グループの活動、商品、サービスが関わる環境側面のうち、以下の項目を重点として取り組む。
 - (1) 環境に配慮した保険商品・サービスを開発・提供する。
 - (2) 紙の使用量を削減する。
 - (3) 電力の使用量を削減する。
 - (4) 化石燃料の使用量を削減する。
 - (5) 紙類等の廃棄物の分別・リサイクルを推進する。
 - (6) エコ商品等の優先的購入（グリーン購入）を推進する。
 - (7) 環境保護に関する情報の提供、啓発、教育活動を推進する。
4. この環境方針の達成のため、環境目的・目標を設定し、環境改善の取り組みを推進する。
この環境方針は全組織、全従業員に周知するとともに、一般に公開します。

IV. 保険会社の概況及び組織

IV-1 沿革

年 月 日	主 な で き ご と
平成 8 年 4 月 1 日	保険業法の施行により、生損保の子会社方式による相互参入が可能となりました。
平成 8 年 8 月 8 日	興亜火災海上保険株式会社ならびに日本火災海上保険株式会社は、それぞれ全額出資により「興亜火災まごころ生命保険株式会社」ならびに「日本火災パートナー生命保険株式会社」を設立
平成 8 年 8 月 27 日	生命保険事業免許を大蔵大臣より取得
平成 8 年 10 月 1 日	営業開始
平成 13 年 4 月 1 日	出資会社が合併したことに伴い、生保二社も同時に合併し「日本興亜生命保険株式会社」となりました。
平成 14 年 3 月	当局認可を得て、現行資本金から 50 億円を減資し、同時期に親会社の日本興亜損害保険株式会社引受による 50 億円の増資を行うという資本政策を実施

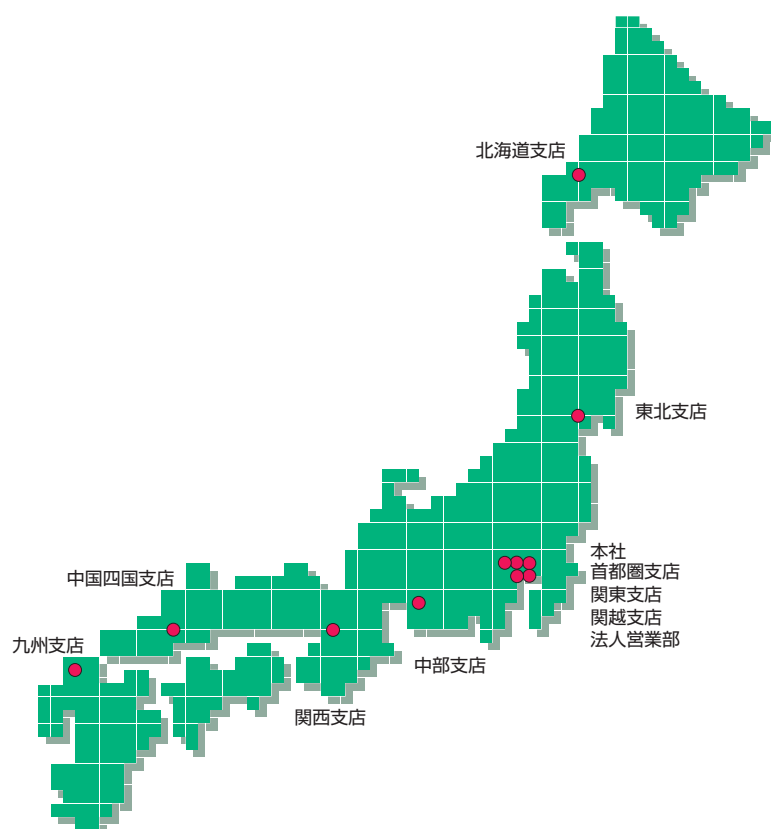
IV-2 経営の組織



IV-3 店舗網一覽

(平成17年7月1日現在)

部 支 店	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道 支 店	〒060-0042 札幌市中央区大通西5-11-3	011-221-6265
東 北 支 店	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-3173
首 都 圏 支 店	〒112-8677 東京都文京区関口1-45-15	03-5229-2550
関 東 支 店	〒110-0015 東京都台東区東上野3-18-4	03-3839-8876
関 越 支 店	〒330-9509 さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-658-6660
中 部 支 店	〒460-8636 名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9440
関 西 支 店	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8191
中 国 四 国 支 店	〒730-0011 広島市中区基町13-9	082-228-5361
九 州 支 店	〒810-8666 福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3521
法 人 営 業 部	〒112-8677 東京都文京区関口1-45-15	03-5229-2890
本 社	〒104-8407 東京都中央区築地3-4-2	03-5565-8080



IV-4 資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後 資 本 金	摘 要	備 考
平成8年8月8日		10,000百万円	会社設立	旧 興亜火災まごころ生命保険株式会社
		10,000百万円	会社設立	旧 日本火災パートナー生命保険株式会社
平成13年4月2日	10,000百万円	20,000百万円	合併増資	
平成14年3月5日	5,000百万円	15,000百万円	減 資	
平成14年3月19日	5,000百万円	20,000百万円	第 三 者 割当増資	全て、日本興亜損害保険株式会社に割当

IV-5 株式の総数

(平成17年3月31日現在)

発行する株式の総数	1600千株
発行済株式の総数	500千株
当期末株主数	1名

IV-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(平成17年3月31日現在)

発行 済 株 式	種 類	発行数	内 容
	普 通	500千株	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式

(2) 大株主

(平成17年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本興亜損害 保険株式会社	500千株	100%	一 千株	— %

IV-7 主要株主の状況

(平成17年3月31日現在)

名 称	主たる営業所又は 事業所の所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	設立年月日	株式数の総数等に占める 所有株式等の割合
日本興亜損害 保険株式会社	東京都千代田区 霞ヶ関3-7-3	91,249百万円	損害保険業	昭和19年10月1日	100%

IV-8 取締役及び監査役

(平成17年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	略 歴
取 締 役 社 長 (代表取締役)	こまつ としゆき 小 松 敏 行 (昭和16年8月9日生)	昭和40年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 日本興亜損害保険株式会社代表取締役副社長執行役員 同15年9月 当社取締役社長(現職)
取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	いとう おむ 伊 東 攻 (昭和19年12月15日生)	昭和42年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 日本興亜損害保険株式会社専務執行役員北海道本部長 同16年6月 当社取締役副社長(現職)
専 務 取 締 役	うえまつ さとし 植 松 聡 (昭和21年10月31日生)	昭和44年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成16年3月 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員関越本部長 同17年6月 当社専務取締役(現職)
常 務 取 締 役	たさか まさのり 田 坂 雅 憲 (昭和22年6月10日生)	昭和46年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員自動車営業本部長 同15年4月 当社常務取締役(現職)
常 務 取 締 役	しんむら やすみ 新 村 安 美 (昭和26年1月5日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年4月 日本興亜損害保険株式会社埼玉支店長 同17年6月 当社常務取締役(現職)
取 締 役	いかわ じろう 井 川 二 朗 (昭和30年1月5日生)	昭和52年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社長野支店長 同15年9月 当社取締役 同16年4月 当社取締役業務管理部長(現職)
取 締 役	おおの たかよし 大 野 隆 由 (昭和28年9月9日生)	昭和52年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成15年4月 日本興亜損害保険株式会社投融資部長 同 年9月 当社取締役経営企画部長(現職)
取 締 役	しのはら かずひさ 篠 原 一 久 (昭和26年7月25日生)	昭和51年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成14年4月 日本興亜損害保険株式会社情報システム部長 同16年4月 当社取締役システム部長(現職)
常 勤 監 査 役	しが ひさのり 志 賀 久 徳 (昭和22年7月2日生)	昭和46年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 日本興亜損害保険株式会社執行役員本店営業第二部長 同16年6月 当社常勤監査役(現職)
監 査 役	うちだ くにお 内 田 邦 夫 (昭和23年4月25日生)	昭和47年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成16年4月 日本興亜損害保険株式会社 理事社長室グループ事業室長 同16年6月 日本興亜キャリアスタッフ株式会社 出向 同17年6月 当社監査役(現職)
監 査 役	なかもと ふみあき 中 本 文 明 (昭和24年5月30日生)	昭和49年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成15年4月 日本興亜損害保険株式会社理事東京西支店長 同17年6月 当社監査役(現職)

IV-9 従業員の在籍・採用状況

区 分		平成15年度末 在籍数	平成16年度末 在籍数	平成15年度末 採用数	平成16年度末 採用数	平成16年度末	
						平均年齢	平均勤続年数
内 勤 職 員		230名	249名	53名	52名	39.7歳	2.7年
男女別	(男 子)	148	159	39	35	45.9	2.5
	(女 子)	82	90	14	17	29.0	3.1
職種別	(総 合 職)	149	160	39	35	45.9	2.5
	(一 般 職)	81	89	14	17	28.8	3.1
営 業 職 員		—	—	—	—	—	—
男女別	(男 子)	—	—	—	—	—	—
	(女 子)	—	—	—	—	—	—

IV-10 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成16年 3 月	平成17年 3 月
内勤職員	516	503

(注) 平均給与月額とは平成16年3月中及び平成17年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

IV-11 平均給与（営業職員）

該当ありません。

V. 保険会社の主要な業務の内容

V-1 主要な業務の内容

当社は、日本興亜損害保険株式会社の全額出資の会社であり、日本興亜保険グループの生命保険部門としてお客様への総合保険サービス提供の一翼を担っています。

(1) 保険契約の引受

日本興亜損保の代理店約40,000店のうち、生命保険代理店として登録された約8,600店を中心とした販売チャネルにより、生損保総合販売を通じてお客様のニーズにあった総合的なリスクカバー商品の提供に努めています。

また、これら代理店に対しては、お客様の種々のニーズにお応えできるコンサルティング力を高めるために販売実践型の研修を継続的に実施しています。

アンダーライティング面では、健全性を確保するべく適正な危険選択を重視した業務運営を指向しています。一方で、お客様へのサービス内容の充実に努め、お客様から一層高い信頼が得られるよう社内体制の強化を図ってまいります。

(2) 資産運用

お客様からお預かりした保険料を安定的かつ確実に運用するため、安全性を重視した上で長期にわたる安定的な運用収益を確保するべく、公社債を中心とした運用を行っています。

また、運用にあたっては、流動性を確保しつつ、信用リスクを吟味した上で各資産・銘柄の利回りを比較しながら、より有利な資産配分を行うことで、運用収益の拡大を図っています。

(3) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

当該業務は行なっておりません。

なお、当社は日本興亜損害保険株式会社に対して生命保険業務に係る業務の代理または事務の代行を委託しています。

V-2 経営方針

当社は、日本興亜保険グループの企業理念と行動指針に従い、会社経営を行ってまいります。

◇企業理念

日本興亜保険グループは、自主独立の精神と自由闊達な社風のもと時代を動かす新しい発想とたゆまぬ努力で豊かで健全な社会の発展に貢献します。

◇行動指針

- ①すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます。
- ②企業価値の向上と情報開示に努め、株主の皆様の期待に応えます。
- ③高い企業倫理に基づき、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開します。
- ④自由に意見を表明し、それを具現化する活力溢れる企業風土を築きます。
- ⑤代理店とともに、お客様に最高の安心と満足を提供します。

VI. 直近事業年度における事業の概況

VI-1 直近事業年度における事業の概況

平成16年度の生命保険業界におきましては、個人年金保険や医療保険の販売が好調でしたが、保有契約高の減少に歯止めがかかりませんでした。また、株価や長期金利については、期中に変動があったものの期末水準は期首水準に戻るなど、営業環境および資産運用環境とも厳しい状況となりました。

このような情勢のもとで、当社は中期経営2力年計画「from ZERO」の初年度として、高収益体質の構築に取り組みました。

商品面では、大衆向けに大型保障を提供する「あいラブ家族」シリーズを重点商品として拡販に努め、8月には同シリーズの新たな商品として「無解約返戻金型収入保障保険」を発売いたしました。12月からは終身医療保険において「無事故給付金特約」付きの新販売プランを発売するなど、お客様ニーズに対応した商品開発を行いました。

また、販売体制面では業務委託先の日本興亜損害保険の営業課支社に配置された生保リーダーと連携し、代理店指導・育成を推進いたしました。

このように事業活動を展開いたしました結果、当年度の新契約高は個人保険5,345億円、個人年金保険536億円、団体保険1,053億円となりました。これにより当年度末の保有契約高は、前年度末の3兆4,517億円から3,293億円増加し、3兆7,810億円となりました。

また、収支の状況につきましては、保険料等収入71,085百万円、資産運用収益4,976百万円等から、保険金等支払金20,252百万円、責任準備金等繰入額42,015百万円、事業費12,701百万円等を控除した結果、経常利益は896百万円となりました。さらに、契約者配当準備金繰入額等を加減算した結果、当期純利益は189百万円となりました。

資産運用につきましては、生保の負債特性及び厳しい運用環境を踏まえ、ALMの観点から、金利リスク・信用リスクを極力抑えることを基本とし、国債や高格付社債など円建て公社債を中心とした運用を行ないました。その結果、当年度末の総資産は2,286億円、運用資産は2,220億円となりました。

責任準備金残高につきましては、契約高の増加に伴い前年度末の1,521億円から416億円増加し1,937億円となりました。

以上のとおり当社の業容はほぼ順調に推移しております。

今後、当社は日本興亜保険グループのコア事業の一つである生保事業を拡大・発展させるべく、中期経営計画の最終年度として、営業推進体制の強化ならびに販売網の拡充による保有契約高の拡大を最重要課題として取り組み、安定的な高収益基盤の確立を目指してまいります。同時に、個人情報保護の推進をはじめとしてコンプライアンスの徹底を最優先に取り組み、CSの向上、リスク管理の強化とも合わせて、健全な事業運営の維持・発展に努め、お客様からの信頼確保と企業品質の向上を目指して総力を挙げて取り組んでまいります。

VI-2 契約者懇談会開催の概況

現在のところ契約者懇談会は開催していませんが、お客様からのご相談やお申し出にお応えできるように本社に「お客様サービスセンター」を設置しています。

今後ともお客様から頂いたご意見・ご要望をふまえて、より一層のサービス充実に努めてまいります。

Ⅵ-3 相談（照会・苦情）の件数

平成16年4月1日より平成17年3月31日までに本社・支店にて、お取扱いをしました照会・苦情の内容・件数は次のとおりです。

苦 情	322件
照会・相談	18,658件
合 計	18,980件

Ⅵ-4 契約者に対する情報提供の実態

お客様に対する情報提供が一層重要となってまいりました。こうした情勢のもと、当社は経営内容に関する情報としてディスクロージャー資料である「日本興亜生命の現状」の内容の充実を図っていきます。

また、ホームページを開設し、会社概要・支店網・生保商品等のご案内をしています。ホームページアドレスは、<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>です。

Ⅵ-5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

ご契約の際には、その商品の仕組みや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客様に十分ご理解いただくために、当社では以下のような方法で商品に対する情報とデメリット情報を明示しています。

(1) 「保険種類のご案内」

お客様のニーズに最も適したプランを選択していただくために、当社の商品を一括して記載した「保険種類のご案内」を作成しております。

この「保険種類のご案内」では、商品の仕組みと特長のほか、デメリット情報（免責事由、告知義務違反による契約の解除など）やクーリングオフについても記載しています。

(2) ご契約のしおり・約款

ご契約の際には、重要事項を記載した「ご契約のしおり・約款」をお渡しするとともに、重要事項説明書等によりご説明をするよう徹底しています。

このうち、「ご契約のしおり」部分では、商品に関する情報のほかに、デメリット情報（免責事由、告知義務違反による解除など）やクーリングオフについても分かりやすく説明しています。

(3) パンフレット

商品の内容についてご理解いただくために、商品の仕組みと特長について分かりやすく説明しています。

VI-6 代理店教育・研修の概略

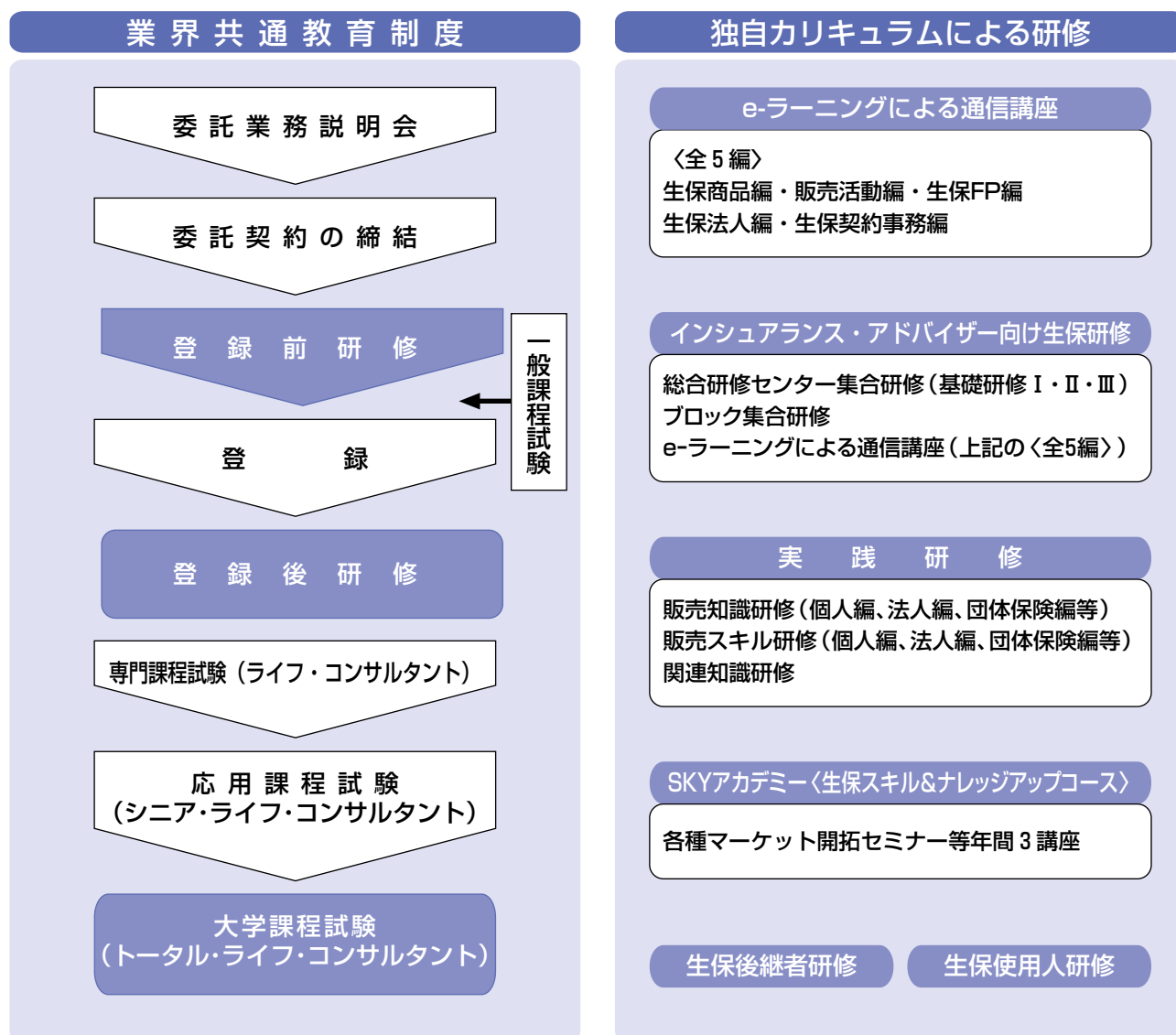
(1) お客様の良きアドバイザーを目指して

お客様のライフプランや企業経営のニーズに最適な保険設計をするためには、十分な商品知識のほかに、商品設計力や企画立案能力が必要になります。

当社では、お客様の良きアドバイザーとして生命保険のプロの育成を目指し、業界共通資格のランクアップによる周辺知識を含めた生保知識の充実を図ると同時に、当社独自の研修制度の運営を行っています。

具体的には、e-ラーニングによる「通信講座」をはじめ、「SKYアカデミー・生保スキル&ナレッジアップコース」、ビデオカメラを活用した受講者参加型の「ロープレ実践研修」など、多彩な教育体系のもとで、代理店教育及び研修を実施しています。

(2) 教育体系図



VI-7 新規開発商品の状況

平成8年10月に生損保相互参入により各々の旧会社が営業を開始して以来、

- ・ 万一の時のご遺族の方々の生活資金のご準備
- ・ 老後の生活資金のご準備
- ・ お子さまの教育、ご結婚資金のご準備
- ・ 病気・ケガなどに備える資金のご準備

などのひとりひとりの将来の生活設計におこたえするべく、お客様の目的に応じた保険商品を準備し提供してまいりました。

平成16年度には以下の商品を新たに開発し、販売を開始しました。

◆「新収入保障保険」(無解約返戻金型収入保障保険無配当)(平成16年8月発売)



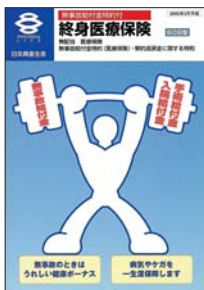
万一の時のご遺族の方々の生活資金を、毎月の年金としてお支払いします。保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、その分低廉な保険料で万一の場合に必要な保障を準備することができます。

年金支払満了日を自由に設定できる等、お客様のニーズに合わせた保険を設計することが可能です。

◆保険料払込免除特約

3大成人病、要介護状態または所定の身体障害状態に該当したとき、以後の保険料払込を免除する特約です。この特約は「新収入保障保険」に付加することができます。

◆「無事故給付金特約付 終身医療保険」(医療保険無配当)(平成16年11月発売)



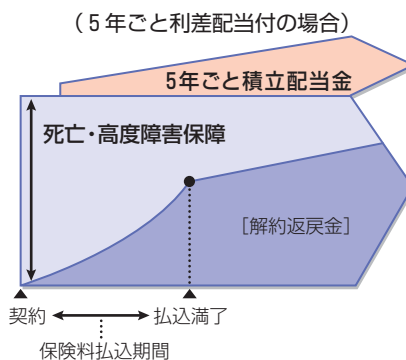
一生涯の入院保障に加え、無事故の場合には無事故給付金(健康ボーナス)を5年ごとまたは10年ごとに受け取れます。

解約返戻金をなくすことで、割安な保険料を実現しております。

VI-8 保険商品一覧

(1) 個人向け商品【主契約】

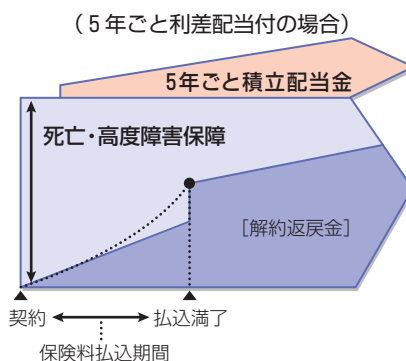
◆終身保険（5年ごと利差配当付終身保険・終身保険【無配当】）



仕組図

- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 保険金額が1000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行・介護保障移行を選択することができます。
- 当社の終身保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。

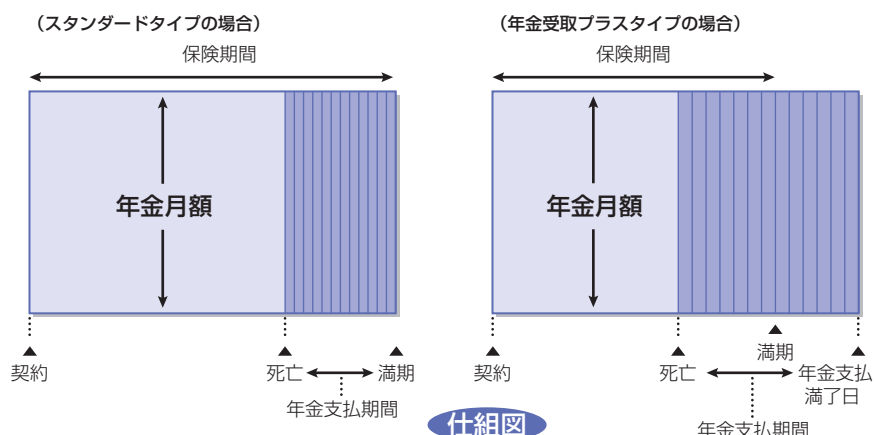
◆なっ得終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険・低解約返戻金型終身保険【無配当】）



仕組図

- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金の70%になっているため、そのぶん保険料は割安です。
- 低解約返戻金期間後の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金と同額になるため、長期にわたってご契約を継続する場合は終身保険より有利となります。
- 保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行・介護保障移行を選択することができます。
- 当社の低解約返戻金型終身保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。

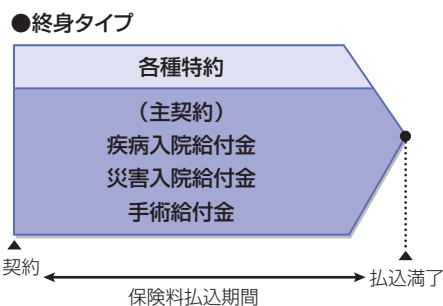
◆新収入保障保険（無解約返戻金型収入保障保険 無配当）



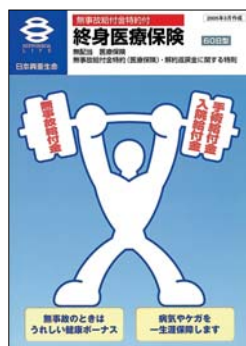
- 万一の際、ご家族に生活保障資金をお支払いします。
- 保険金は年金として毎月お支払いしますので、残されたご家族は保険期間満了（スタンダードタイプ）または年金支払期間満了（年金受取プラスタイプ）までの間、確実な収入が保障されます。
- ご契約の年金月額が当社の所定の基準以上の場合、保険料は高額割引が適用され、保険料が割安になります。
- 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。

◆終身医療1・2・3（医療保険 無配当）

無事故給付金特約付終身医療保険（医療保険 無配当）



仕組図

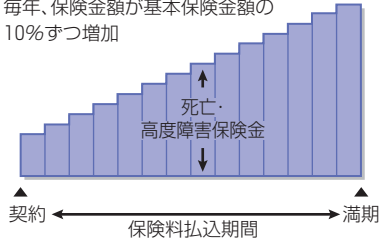
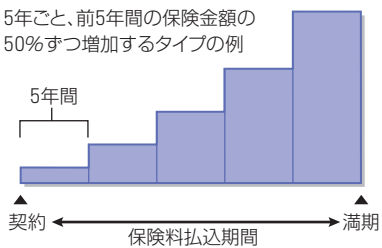
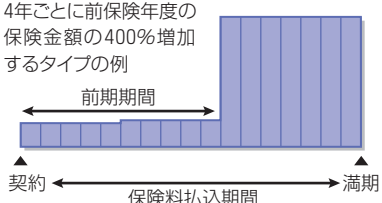
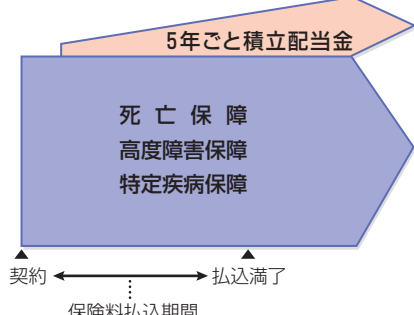
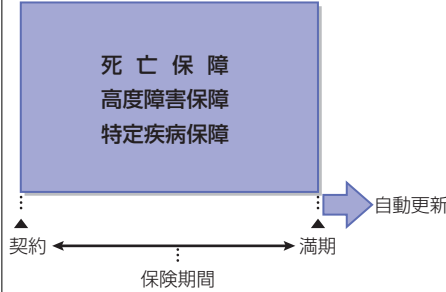


- 病気・ケガによる入院をされたとき、あるいは所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。
- 2日以上継続して入院されたとき、1日目から給付金をお支払いします。
- 1入院の支払限度は、60日、120日または1095日のいずれかから選択できます。通算の支払限度は1095日です。
- 「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。
- 各種特約により、保障をさらに充実させることができます。

- 被保険者の型の選択により、ご家族の保障も同時に準備することができます。
- 無事故給付金特約を付加することにより、無事故の場合には無事故給付金（健康ボーナス）を5年ごとまたは10年ごとに受け取ることができます。
- 一定期間に備える定期タイプ「医療保険1・2・3」もあります。

その他の個人向け商品（主契約）一覧

販 売 名 称	特 長	仕 組 図
積立型終身保険 （5年ごと 利差配当付 積立型終身保険・ 積立型終身保険 無配当）	- 安心できる老後の保障を確保できます。 - 保険料払込期間中は死亡保障は低くなりますが、その割安な保険料で一生保障します。 - 保険料払込期間中の保障内容が違うA型・B型より選べます。 - A型…契約時より基本保険金額と同額の災害による死亡保障が得られます。 - B型…保険料払込期間中は死亡保障が低くなりますが、A型に比べて保険料が割安です。 - 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行・介護保障移行を選択することができます。 - 当社の積立型終身保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。	（5年ごと利差配当付の場合） A型 B型
誰でも終身 （健康祝金付 低解約返戻金型 終身保険 （無選択型） 無配当）	- 満50歳～80歳までの方なら、健康状態にかかわらずご契約いただけ、一生涯の保障を確保できます。 - ご契約から5年ごとに基本保険金額の10%の健康祝金を、一生涯にわたってお支払いします。 - 不慮の事故または所定の感染症によって死亡された場合は、基本保険金額の4倍の災害死亡保険金をお支払いします。 - ご契約から2年以内に死亡された場合は、既払込保険料相当額の死亡給付金を、2年経過後に死亡された場合には、経過期間に応じた金額の死亡保険金をお支払いします。	
定期保険 無配当	- 無配当で満期保険金のない掛け捨ての保険であるため、割安な保険料で大きな保障が得られます。 - 保険金額が2,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。 - 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 - 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。	

販 売 名 称	特 長	仕 組 図
逓増定期保険 無配当	- 定められた期間ごとに保障金額が増えますので、将来重くなる責任に応えられる、保障優先の保険です。 - 保障が増えても保険料は変わりません。 - 契約の型は定額型、定率型および中途改変定率型があり、計16種類の逓増パターンから選択することができます。 - 保険期間を通算した平均保険金額が2,000万円以上となる基本保険金額の場合、保険料の高額割引制度が適用され、保険料が割安になります。	<定額型> 毎年、保険金額が基本保険金額の10%ずつ増加  <定率型> 5年ごと、前5年間の保険金額の50%ずつ増加するタイプの例  <中途改変定率型> 前期期間10年間は5年ごと、前5年間の保険金額の0.1%ずつ増加し、前期期間満了後は4年ごとに前保険年度の保険金額の400%増加するタイプの例 
5年ごと 利差配当付 特定疾病保障 終身保険	- 死亡したとき、高度障害状態または3大成人病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）になったとき保険金をお支払いします。 - 一生涯にわたって保障が続きます。 - 万一の場合のご家族の生活保障とご自身の特定疾病に対する保障を同時に準備できます。 - 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合、契約者配当金をお支払いします。 - 保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。	
特定疾病保障 定期保険 無配当	- 保険期間中に死亡したとき、高度障害状態または3大成人病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）になったとき保険金をお支払いします。 - 万一の場合のご家族の生活保障とご自身の特定疾病に対する保障を同時に準備できます。 - 無配当保険のため保険料は割安です。	

販 売 名 称	特 長	仕 組 図
養老保険 (5年ごと 利差配当付 養老保険・ 養老保険 [無配当])	- 保障と資金の準備をかねそなえた保険です。 - 満期のときも死亡（高度障害）のときも同額の保険金をお支払いします。 - 保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。 - 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 - 当社の養老保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。	(5年ごと利差配当付の場合)
5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (確定年金)	- 老後の生活の安定を確保する保険です。 - 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 - 年金の支払期間は、5年、10年、15年から選択することができます。 - 年金の型は定額型です。 - 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 - 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 - 年金支払期間の年金は一括受取りもできます。 - 個人年金保険料控除を受けることができます。（個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です）。	(10年確定年金の場合)
5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (終身年金)	- 老後の生活の安定を確保する保険です。 - 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 10年保証期間付終身年金（定額型）と10年保証期間付終身年金（5%単利増型）の2種類があります。 - 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 - 各種の特約を付加することにより、保障内容を充実させることが可能です。 - 保証期間中の年金は一括受取りもできます。 - 個人年金保険料控除を受けることができます。（個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です）。	(10年保証期間付終身年金の場合) (＜定額型＞)
5年ごと 利差配当付 こども保険	- こどもの教育資金などの準備に適した保険です。 - こども（被保険者）が所定年齢のとき祝金をお支払いします。 - 契約者が死亡、または所定の高度障害状態となった場合、養育年金（基準祝金の50%相当額）を保険期間満了まで毎年お支払いします。この場合、その後の保険料払込は免除されます。 - こどもが災害や特定感染症により死亡した場合は災害死亡保険金、特定感染症以外の病気で死亡したときは死亡給付金をお支払いします。 - 保険料払込期間終了後（被保険者年齢18歳まで）も、保険期間が満了（22歳）するまでは、養育年金、死亡給付金、災害死亡保険金の保障が継続します。 - 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合、契約者配当金をお支払いします。 - こども医療特約を付加することにより、こどものケガや病気で入院や手術に備えることが可能です。	(0歳加入の場合)

販 売 名 称	特 長	仕 組 図
日額増加型 終身医療保険 (日額増減型 医療保険 [無配当])	・病気・ケガによる入院をされたとき、あるいは所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。保険料払込期間満了後（終身払の場合は60歳以降）、入院給付金日額が2倍になります。 ・2日以上継続して入院されたとき、1日目から給付金をお支払いします。 ・一生涯にわたって病気、ケガによる入院または手術を保障します。 ・1入院の支払限度は、60日、120日または1095日のいずれかから選択できます。通算の支払限度は1095日です。 ・「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。 ・各種特約により、保障をさらに充実させることができます。	●基本入院給付金日額 5,000円 増減倍率2倍の場合
がん保険 [無配当]	・がんによる入院をされたとき、あるいはがんを原因とする所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。 ・1入院についての支払限度はありません。 ・「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。 ・各種特約により、保障をさらに充実させることができます。 ・被保険者の型の選択により、ご家族の保障も同時に準備することができます。	●終身タイプ
日額増加型 終身がん保険 (日額増減型 がん保険 [無配当])	・がんによる入院をされたとき、あるいはがんを原因とする所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。保険料払込期間満了後（終身払の場合は60歳以降）、入院給付金日額が2倍になります。 ・1入院についての支払限度はありません。 ・「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。 ・各種特約により、保障をさらに充実させることができます。	●基本がん入院給付金日額 10,000円 増減倍率2倍の場合

(2) 個人向け商品【特約】

特 約 名	お支払いする場合	お支払いする保険金
平 準 定 期 保 険 特 約	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
逡 減 定 期 保 険 特 約	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金（注１）
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金（注１）
特定疾病保障定期保険特約	特約保険期間中に、がん・急性心筋梗塞・脳卒中にかかったとき	特約特定疾病保険金
	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
配 偶 者 定 期 保 険 特 約	配偶者が死亡し、または高度障害状態になったとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）
こ だ も 定 期 保 険 特 約	お子様が死亡し、または高度障害状態になったとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）
災 害 割 増 特 約	災害により180日以内に死亡したとき	災害死亡保険金
	災害により180日以内に所定の高度障害状態になったとき	災害高度障害保険金
傷 害 特 約 （注６）	災害により180日以内に死亡したとき	災害死亡保険金
	災害により180日以内に所定の身体障害状態になったとき	障害給付金（災害死亡保険金額の10～100%）
災 害 入 院 特 約（注６）	災害により180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院したとき	入院給付金（注２・３）
疾 病 入 院 特 約 （注６）	疾病により継続して5日以上入院したとき	入院給付金（注２・３）
	疾病または災害により所定の手術をうけたとき	手術給付金（入院給付金日額の10倍、20倍または40倍）
災 害 退 院 後 療 養 特 約 （注６）	災害入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をした後、生存して退院したとき	災害療養給付金 （基本災害療養給付金額の10倍）
疾 病 退 院 後 療 養 特 約 （注６）	疾病入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をした後、生存して退院したとき	疾病療養給付金 （基本疾病療養給付金額の10倍）
成 人 病 保 障 特 約	成人病により継続して5日以上入院したとき	入院給付金（注２・３）
女 性 医 療 特 約	特定疾病により継続して5日以上入院したとき	入院給付金（注２・３）
こ だ も 医 療 特 約	災害により180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院したとき	災害入院給付金（注２・４）
	疾病により継続して5日以上入院したとき	疾病入院給付金（注２・４）
	疾病または災害により所定の手術をうけたとき	手術給付金（入院給付金日額の10倍、20倍または40倍）
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき	特定状態保険金（注５）

（注１）お支払いする保険金は、毎年逡減します。

（注２）入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。（入院開始日以後4日間はお支払いの対象になりません。）

（注３）1入院についての支払限度は、型に応じて120日、360日または730日のいずれかとなります。逡算限度は730日です。

（注４）1入院についての支払限度は120日、逡算限度は730日です。

（注５）指定保険金額は死亡保険金額の範囲内で3,000万円を上限とします。

（注６）被保険者の範囲は「本人型」・「本人・配偶者・子型」・「本人・配偶者型」・「本人・子型」から選択可能です。

特 約 名	内 容
区 分 料 率 適 用 特 約	「喫煙状況」または「血圧・体格（BMI※）」が所定の基準を満たした場合かつ、当社の定める保険契約の引受基準に適合した場合には、従来より割安な保険料率を適用できます。この区分料率適用特約は3区分の料率体系（①非喫煙者優良体料率②非喫煙者標準体料率③喫煙者優良体料率）を持ち、定期保険、無解約返戻金型収入保障保険、平準定期保険特約、逡減定期保険特約に付加することができます。 ※ BMI（ボディ・マス・インデックス） BMIは身長と体重のバランスを判定する指数として広く使われており、つぎの算式で計算されます。 BMI＝体重（キログラム）÷（身長（メートル））²
保 険 料 払 込 免 除 特 約	以下のいずれかの事由に該当したとき、その後の保険料の払込を免除します。 ・3大成人病により所定の状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の身体障害状態に該当したとき この特約は、無解約返戻金型収入保障保険に付加することができます。

[医療保険・がん保険用の特約]

特 約 名	お支払いする場合	お支払いする保険金
終 身 保 険 特 約 (医療保険・がん保険)	被保険者が死亡したとき	特約死亡保険金
	被保険者が高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
定 期 保 険 特 約 (医療保険・がん保険)	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
がん死亡・高度障害終身保障特約	被保険者ががんににより死亡したとき	特約がん死亡保険金
	被保険者ががんににより高度障害状態になったとき	特約がん高度障害保険金
退院後療養特約 (医療保険)	主契約の入院給付金をお支払いする入院をした場合で、入院日数が継続して20日以上入院後、生存して退院したとき	退院療養給付金 (基本退院療養給付金額の10倍)
成人病保障特約 (医療保険)	成人病により継続して2日以上入院したとき	入院給付金
女性医療特約 (医療保険)	特定疾病により継続して2日以上入院したとき	入院給付金
特定疾病診断給付金特約 (医療保険)	特約保険期間中に、がん・急性心筋梗塞・脳卒中にかかったとき	特定疾病診断給付金
無事故給付金特約 (医療保険)	特約保険期間満了時に生存し、特約保険期間中に入院給付金または手術給付金が支払われなかったとき	無事故給付金
が ん 退 院 後 療 養 特 約	がんににより継続して20日以上入院後、生存して退院したとき	がん退院療養給付金 (基本がん退院療養給付金額の10倍)
が ん 診 断 給 付 金 特 約	責任開始期以後がんと診断確定され入院を開始したとき	がん診断給付金

(4) 企業・団体向け商品

商 品 名	仕 組 と 特 長
総合福祉団体定期保険	・ 企業や団体等が定める弔慰金規程等に基づく、役職員・ご遺族の方への支給財源の確保ができます。 ・ 少ないご負担で保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
団 体 定 期 保 険	・ 企業や団体等が制度を導入し、所属員（役員・従業員等）の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を実現しようとするものです。 ・ 少ないご負担で大きな保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
団 体 信 用 生 命 保 険	・ 各種信用制度を利用する債務者の死亡に対する保障をする掛け捨て保険です。 ・ 債務額の完済まで債務残高に応じて保険金額が逡減します。

Ⅵ-9 情報システムに関する状況

情報システムにつきましては、生命保険会社に必要なシステムを信頼性・品質の高いものとして効率よく運営することを目標に掲げ取り組むとともに、コンピュータ専用センターの大型汎用コンピュータを使用して、正確かつ安全に運用しています。また、全国の拠点にオンライン端末を設置し、事務処理の迅速化・正確化を図っています。さらに、システムリスク管理対応および個人情報保護対応への取り組みも万全を期しております。

平成16年度は、新商品対応（新収入保障保険）や新代理店システムとなるNKL-Arm（エヌケーエルアーム）の全国展開等を中心に、生保機能の充実を図りました。

VI-10 公共福祉活動（社会貢献活動）

当社は生命保険事業に携わる企業の社会的責任として、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、（社）生命保険協会及び全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人の介護体制整備に関する支援や地域との良好な関係につながる募金、献血活動など様々な社会貢献活動に取り組んでいます。

VII. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

〔旧 興亜火災まごころ生命〕 (単位：百万円)

項 目	平成12年度
経 常 収 益	21,771
経 常 利 益	875
基 礎 利 益	877
当 期 利 益	462
資 本 金 (発行済株式の総数)	10,000 (200千株)
総 資 産	44,446
うち特別勘定資産	—
責 任 準 備 金 残 高	33,877
貸 付 金 残 高	481
有 価 証 券 残 高	35,105
ソルベンシー・マージン比率	2,167.8%
従 業 員 数	83名
保 有 契 約 高	1,135,669
団体年金保険保有契約高	—

〔旧 日本火災パートナー生命〕 (単位：百万円)

項 目	平成12年度
経 常 収 益	20,274
経 常 利 益	△ 157
基 礎 利 益	△ 125
当 期 利 益	△ 375
資 本 金 (発行済株式の総数)	10,000 (200千株)
総 資 産	38,808
うち特別勘定資産	—
責 任 準 備 金 残 高	28,894
貸 付 金 残 高	558
有 価 証 券 残 高	27,794
ソルベンシー・マージン比率	1,800.3%
従 業 員 数	114名
保 有 契 約 高	1,150,654
団体年金保険保有契約高	—

〔日本興亜生命〕

(単位：百万円)

項 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経 常 収 益	47,073	56,957	69,216	76,550
経 常 利 益	133	2,818	1,263	896
基 礎 利 益	1,625	3,912	1,461	84
当 期 純 利 益	△4,040	1,340	25	189
資 本 金	20,000	20,000	20,000	20,000
(発行済株式の総数)	(500千株)	(500千株)	(500千株)	(500千株)
総 資 産	116,672	150,786	187,534	228,698
うち特別勘定資産	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	86,467	113,899	152,104	193,774
貸 付 金 残 高	2,216	3,458	4,584	5,733
有 価 証 券 残 高	99,040	125,503	154,097	182,894
ソルベンシー・マージン比率	1,949.4%	2,743.1%	2,679.2%	2,970.8%
従 業 員 数	186名	191名	230名	249名
保 有 契 約 高	2,544,145	2,910,745	3,451,709	3,781,051
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—

(注) 1. 保有契約高は、個人年金・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を算入しています。

2. 保険業法施行規則の改正により、従来の「当期利益」は、平成15年度から「当期純利益」として表示しています。

Ⅷ. 財産の状況

Ⅷ－１ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 年 度	平成15年度 (平成16年 3 月31日現在)		平成16年度 (平成17年 3 月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
現 金 及 び 預 貯 金	6,607	3.5	8,655	3.8
現 金	0		0	
預 貯 金	6,607		8,655	
金 銭 の 信 託	16,450	8.8	24,810	10.8
有 価 証 券	154,097	82.2	182,894	80.0
国 債	90,179		117,255	
地 方 債	5,846		7,885	
社 債	43,819		46,812	
株 式	12,236		8,901	
外 国 証 券	2,014		2,040	
貸 付 金	4,584	2.4	5,733	2.5
保 険 約 款 貸 付	4,584		5,733	
不 動 産 及 び 動 産	72	0.0	98	0.0
動 産	72		98	
代 理 店 貸	26	0.0	39	0.0
再 保 険 貸	163	0.1	135	0.1
そ の 他 資 産	5,533	3.0	6,333	2.8
未 収 金	4,671		5,375	
前 払 費 用	14		8	
未 収 収 益	813		927	
預 託 金	5		8	
仮 払 金	8		6	
ソ フ ト ウ ェ ア	17		4	
そ の 他 の 資 産	1		1	
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0.0	△ 2	△ 0.0
資 産 の 部 合 計	187,534	100.0	228,698	100.0

(単位：百万円)

科 目 年 度	平成15年度 (平成16年 3月31日現在)		平成16年度 (平成17年 3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
保 険 契 約 準 備 金	154,820	82.6	196,677	86.0
支 払 備 金	1,523		1,868	
責 任 準 備 金	152,104		193,774	
契 約 者 配 当 準 備 金	1,192		1,034	
代 理 店 借	594	0.3	536	0.3
再 保 険 借	99	0.1	81	0.0
そ の 他 負 債	945	0.5	1,428	0.6
未 払 法 人 税 等	33		458	
未 払 金	0		0	
未 払 費 用	617		660	
預 り 金	11		10	
仮 受 金	282		298	
退 職 給 付 引 当 金	54	0.0	73	0.0
価 格 変 動 準 備 金	160	0.1	204	0.1
繰 延 税 金 負 債	2,494	1.3	1,694	0.8
負債の部合計	159,169	84.9	200,696	87.8
(資本の部)				
資 本 金	20,000	10.7	20,000	8.7
利 益 剰 余 金	1,365	0.7	1,555	0.7
当 期 未 処 分 利 益	1,365		1,555	
(当 期 純 利 益)	(25)		(189)	
株 式 等 評 価 差 額 金	6,999	3.7	6,447	2.8
資本の部合計	28,365	15.1	28,002	12.2
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	187,534	100.0	228,698	100.0

貸借対照表の注記事項

平成15年度 (平成16年 3月31日現在)	平成16年度 (平成17年 3月31日現在)
1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理しております。 (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。 2. 動産の減価償却の方法は、定率法によっております。 3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り計上しております。すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関係部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。 上記のほか、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額100万円を退職給付引当金に含めて計上しております。 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用計上しておりましたが、当期から内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上する方法に変更しております。この変更により、従来の方によった場合に比べ、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ100万円減少しております。 5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。但し、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。 7. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式による計算額のほか、4,800百万円を計上しております。 8. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。	1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理しております。 (3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。 2. 動産の減価償却の方法は定率法によっております。 3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り計上しております。 すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関係部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。 上記のほか、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額210万円を退職給付引当金に含めて計上しております。 5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。 7. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式による計算額のほか、9,600百万円を計上しております。 8. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

平成15年度 (平成16年 3 月31日現在)	平成16年度 (平成17年 3 月31日現在)																				
9. 保険業法施行規則の改正により、従来の「当期利益」は、当年度から「当期純利益」として表示しております。 10. 動産の減価償却累計額は216百万円であります。 11. 保険業法施行規則第17条の3 第1 項第3 号に規定する純資産の額は6,999百万円であります。 12. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>573百万円</td></tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td><td>528百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>1,147百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>1,192百万円</td></tr> </table> 13. 担保に供している資産の額は396百万円であります。 14. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は74百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は401百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 16. 繰延税金資産の総額は1,616百万円、繰延税金負債の総額は4,111百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、無形固定資産の損金算入限度超過額982百万円、保険契約準備金249百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。 当期における法定実効税率は36.2%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は65.9%であります。 その差異の主な内訳は、税額控除△43.7%、交際費等の永久に損金にされない項目30.0%、住民税均等割額25.9%であります。 17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	前年度末現在高	573百万円	当年度契約者配当金支払額	528百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,147百万円	当年度末現在高	1,192百万円	9. 動産の減価償却累計額は163百万円であります。 10. 保険業法施行規則第17条の3 第1 項第3 号に規定する純資産の額は6,447百万円であります。 11. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>1,192百万円</td></tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td><td>833百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>675百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>1,034百万円</td></tr> </table> 12. 担保に供している資産の額は有価証券397百万円であります。 13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は64百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は369百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 15. 繰延税金資産の総額は1,979百万円、繰延税金負債の総額は3,656百万円であります。 なお、評価性引当額として17百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、無形固定資産1,255百万円、保険契約準備金307百万円であります。 繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。 当期における法定実効税率は36.2%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△10.8%であります。 その差異の主な内訳は、IT投資促進税制適用による税額控除額△54.9%、住民税均等割額11.1%、評価性引当額△9.1%、交際費等の永久に損金に算入されない項目6.9%であります。 16. 保険業法施行規則第71条第1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は67百万円であります。 17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	前年度末現在高	1,192百万円	当年度契約者配当金支払額	833百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	675百万円	当年度末現在高	1,034百万円
前年度末現在高	573百万円																				
当年度契約者配当金支払額	528百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	1,147百万円																				
当年度末現在高	1,192百万円																				
前年度末現在高	1,192百万円																				
当年度契約者配当金支払額	833百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	675百万円																				
当年度末現在高	1,034百万円																				

Ⅷ-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)		平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	
		金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経常損益の部	経常収益	69,216	%	76,550	%
	保険料等収入	65,280	100.0	71,085	100.0
	保険料	65,005		70,623	
	再保険収入	275		461	
	資産運用収益	3,172		4,976	
	利息及び配当金等収入	2,706		3,402	
	預貯金利息	0		0	
	有価証券利息・配当金	2,574		3,227	
	貸付金利息	121		157	
	その他利息配当金	9		17	
	金銭の信託運用益	203		360	
	有価証券売却益	262		1,203	
	その他運用収益	—		10	
	その他経常収益	763		488	
	年金特約取扱受入金	41		213	
	保険金据置受入金	503		275	
	支払備金戻入額	218		—	
	その他の経常収益	0		0	
	経常費用	67,953	98.2	75,654	98.8
	保険金等支払金	17,319		20,252	
	保険金	4,669		5,820	
	年金	44		88	
	給付金	2,210		1,864	
	解約返戻金	9,585		12,001	
	その他返戻金	410		103	
	再保険料	398		375	
	責任準備金等繰入額	38,205		42,015	
	支払備金繰入額	—		345	
	責任準備金繰入額	38,205		41,670	
	契約者配当金積立利息繰入額	0		0	
	資産運用費用	40		84	
	支払利息	0		0	
	有価証券売却損	31		82	
	有価証券償還損	8		—	
	貸倒引当金繰入額	0		1	
	事業費用	11,466		12,701	
	その他経常費用	922		600	
	保険金据置支払金	518		234	
	税金	260		259	
	減価償却費	112		58	
	退職給付引当金繰入額	19		18	
	その他の経常費用	10		29	
	経常利益	1,263	1.8	896	1.2
特別損益の部	特別損失	40	0.1	50	0.1
	不動産動産等処分損	1		6	
	価格変動準備金繰入額	38		43	
契約者配当準備金繰入額		1,147	1.6	675	0.9
税引前当期純利益		75	0.1	170	0.2
法人税及び住民税		181	0.3	492	0.7
法人税等調整額		△ 132	△ 0.2	△ 511	△ 0.7
当期純利益		25	0.0	189	0.2
前期繰越利益		1,340		1,365	
当期末処分利益		1,365		1,555	

損益計算書の注記事項

平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)
1. 有価証券売却益は、社債262百万円であります。 2. 有価証券売却損は、社債31百万円であります。 3. 1株当たりの当期純利益は51円27銭であります。 4. 保険業法施行規則の改正により、従来の「税引前当期利益」および「当期利益」は、当年度から「税引前当期純利益」および「当期純利益」として表示しております。 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	1. 有価証券売却益は国債29百万円、社債17百万円および株式1,156百万円であります。 2. 有価証券売却損は国債81百万円および社債1百万円であります。 3. 1株当たりの当期純利益は378円68銭であります。 4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅷ-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	75	170
減価償却費	112	58
支払備金の増加額	△ 218	345
責任準備金の増加額	38,205	41,670
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	1,147	675
貸倒引当金の増加額	0	1
退職給付引当金の増加額	19	18
その他引当金の増加額	27	25
価格変動準備金の増加額	38	43
利息及び配当金等収入	△ 2,706	△ 3,402
有価証券関係損益	△ 434	△ 1,491
支払利息	0	0
不動産動産関係損益	1	6
代理店貸の増加額	△ 0	△ 12
再保険貸の増加額	△ 161	28
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	△ 539	△ 698
代理店借の増加額	101	△ 58
再保険借の増加額	62	△ 18
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	△ 469	33
小 計	35,261	37,396
利息及び配当金等の受取額	2,770	3,762
利息の支払額	△ 0	△ 0
契約者配当金の支払額	△ 528	△ 833
法人税等の支払額	△ 181	△ 67
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,322	40,257
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△ 6,600	△ 8,000
有価証券の取得による支出	△ 34,612	△ 44,910
有価証券の売却・償還による収入	5,198	15,928
貸付けによる支出	△ 3,637	△ 4,301
貸付金の回収による収入	2,511	3,152
不動産及び動産の取得による支出	△ 41	△ 79
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 37,181	△ 38,209
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	140	2,048
VI 現金及び現金同等物期首残高	6,467	6,607
VII 現金及び現金同等物期末残高	6,607	8,655

キャッシュ・フロー計算書の注記事項

平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)								
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>6,607百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>6,607百万円</td></tr> </table> 2. 重要な非資金取引の内容 該当ありません。 3. 投資活動によるキャッシュ・フローには保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	現金及び預貯金	6,607百万円	現金及び現金同等物	6,607百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>8,655百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>8,655百万円</td></tr> </table> 2. 重要な非資金取引の内容 該当ありません。 3. 投資活動によるキャッシュ・フローには保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	現金及び預貯金	8,655百万円	現金及び現金同等物	8,655百万円
現金及び預貯金	6,607百万円								
現金及び現金同等物	6,607百万円								
現金及び預貯金	8,655百万円								
現金及び現金同等物	8,655百万円								

Ⅷ－４ 利益処分にに関する決議書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成15年度 (平成15年 4 月 1 日から 平成16年 3 月31日まで)	平成16年度 (平成16年 4 月 1 日から 平成17年 3 月31日まで)
		金 額	金 額
当 期 未 処 分 利 益		1,365	1,555
利 益 処 分 額		—	—
次 期 繰 越 利 益		1,365	1,555

Ⅷ－５ 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計 (対 合 計 比)	—	—
正 常 債 権	4,641	5,806
合 計	4,641	5,806

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3 カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3 カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3 カ月以上遅延している貸付金（注1 及び2 に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1 及び2 に掲げる債権並びに3 カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1 から3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

Ⅷ－６ リスク管理債権の状況

該当ありません。

Ⅷ－７ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

Ⅷ－８ 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成15年度末	平成16年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	42,794	48,200
資 本 の 部 合 計	21,348	21,555
価 格 変 動 準 備 金	160	204
危 険 準 備 金	2,606	2,913
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%	9,850	9,093
土 地 の 含 み 損 益 × 8 5 %	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	8,828	14,433
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2}+R_4$ (B)	3,194	3,244
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	2,277	2,476
予 定 利 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	157	172
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	1,954	1,784
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	87	88
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,679.2%	2,970.8%

（注） 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 「資本の部合計」は貸借対照表の「資本の部合計」から、繰延資産及び株式等評価差額金を控除した額を記載しています。ただし、平成16年度末については、控除した繰延資産はありません。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成15年度末	平成16年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	182,830	225,404
負債の部に計上されるべき金額の合計額を 基礎として計算した金額 (2)	144,656	180,677
実質資産負債差額 A (1)－(2)＝(3)	38,173	44,727
満期保有目的債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	△ 4,704	△ 3,294
実質資産負債差額 B(3)－(4)	42,877	48,021

（注） 1. 「実質資産負債差額 A」は、保険業法第132条第 2 項に規定する区分等を定める命令第 3 条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第 2 号の規定に基づき算出しています。

2. 「実質資産負債差額 B」は、「実質資産負債差額 A」から満期保有目的債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記「区分等を定める命令」第 3 条第 3 項に該当する場合の早期是正措置適用の際に使用される実質資産負債差額として参考表示しています。（金融庁事務ガイドライン第二分冊 1－3－6）

Ⅷ－ 9 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分		平成15年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
	満期保有目的の債券	68,511	63,807	△ 4,704	713	5,417
	責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	91,090	102,035	10,945	11,312	367
	公 社 債	67,344	71,334	3,990	4,145	154
	株 式	5,146	12,236	7,090	7,090	—
	外 国 証 券	2,000	2,014	14	29	15
	公 社 債	2,000	2,014	14	29	15
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	そ の 他	16,600	16,450	△ 149	47	197
	合 計	159,602	165,843	6,240	12,025	5,784
	公 社 債	135,855	135,142	△ 713	4,858	5,572
	株 式	5,146	12,236	7,090	7,090	—
	外 国 証 券	2,000	2,014	14	29	15
	公 社 債	2,000	2,014	14	29	15
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	そ の 他	16,600	16,450	△ 149	47	197

（注） 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、16,600百万円、△149百万円です。

・ 時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
	満期保有目的の債券	102,935	99,641	△ 3,294	2,058	5,353
	責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	その他有価証券	94,666	104,769	10,103	10,222	118
	公 社 債	64,667	69,017	4,350	4,388	37
	株 式	3,399	8,901	5,501	5,501	—
	外 国 証 券	1,999	2,040	40	40	—
	公 社 債	1,999	2,040	40	40	—
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	そ の 他	24,600	24,810	210	291	80
	合 計	197,601	204,410	6,809	12,280	5,471
	公 社 債	167,602	168,658	1,056	6,446	5,390
	株 式	3,399	8,901	5,501	5,501	—
	外 国 証 券	1,999	2,040	40	40	—
	公 社 債	1,999	2,040	40	40	—
	株 式 等	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—
	そ の 他	24,600	24,810	210	291	80

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、24,600百万円、210百万円です。

・ 時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末					平成16年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差	損 益		貸借対照 表計上額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
金銭の信託	16,450	16,450	—	—	—	24,810	24,810	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末					平成16年度末				
	帳簿価額	時 価	差	損 益		帳簿価額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	16,600	16,450	△ 149	47	197	24,600	24,810	210	291	80

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

Ⅷ－10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成15年度	平成16年度
基礎利益 A	1,461	84
キャピタル収益	262	1,203
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	262	1,203
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	31	82
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	31	82
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	230	1,120
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	1,692	1,204
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	428	308
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	428	307
個別貸倒引当金繰入額	0	1
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 428	△ 308
経常利益 A + B + C	1,263	896

（注）金銭の信託運用益については、すべてインカム収益に該当する金額であるため、基礎利益に含めて記載しています。

Ⅷ－11 会計監査人の監査の状況

計算書類等（貸借対照表、損益計算書、営業報告書のうち会計に関する部分および利益処分案ならびに附属明細書のうち会計に関する部分）については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、中央青山監査法人の監査を受け、適法意見を得ております。

IX. 業務の状況を示す指標等

IX-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

損益の状況につきましては、経常収益は保険料等収入710億円（対前年度比58億円増）、資産運用収益49億円（同18億円増）、その他経常収益 4 億円（同 2 億円減）となった結果、765億円（同73億円増）となりました。

一方、経常費用は保険金等支払金202億円（同29億円増）、責任準備金等繰入額420億円（同38億円増）、資産運用費用84百万円（同44百万円増）、事業費127億円（同12億円増）、その他経常費用 6 億円（同 3 億円減）となった結果、756億円（同77億円増）となりました。

この結果、経常利益は896百万円（同367百万円減）となり、特別損失50百万円及び契約者配当準備金繰入額675百万円を控除した税引前当期純利益は170百万円（同95百万円増）となりました。また、法人税及び住民税492百万円、法人税等調整額△511百万円を控除した当期純利益は189百万円（同163百万円増）となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高 保有契約高

（単位：千件、百万円）

区 分	平成15年度末				平成16年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個 人 保 険	326	108.9%	2,485,541	105.7%	357	109.6%	2,698,102	108.6%
個 人 年 金 保 険	49	188.9	177,188	175.0	60	123.4	216,749	122.3
団 体 保 険	—	—	788,979	172.3	—	—	866,200	109.8

（注）個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

（単位：千件、百万円）

区 分	平成15年度				平成16年度			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	63	461,536	461,536	—	64	534,517	534,517	—
個 人 年 金 保 険	25	86,817	86,817	—	15	53,630	53,630	—
団 体 保 険	—	294,090	294,090	—	—	105,380	105,380	—

（注）個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 医療保障・生前給付保障等（年換算保険料）

（単位：百万円）

区 分	平成15年度末		平成16年度末	
		前年度末比		前年度末比
年 換 算 保 険 料 （ 保 有 契 約 ）	8,129	109.9%	8,833	108.7%

（注） 1. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病診断給付等）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
2. 年換算保険料とは、1 回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1 年あたりの保険料に換算した金額（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）です。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 契 約 高	
			平成15年度末	平成16年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	2,470,830	2,682,263
		個人年金保険	—	—
		団 体 保 険	788,979	866,200
		そ の 他 共 計	3,259,810	3,548,463
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(406,063)	(416,225)
		個人年金保険	(234)	(236)
		団 体 保 険	(20,208)	(18,146)
		そ の 他 共 計	(426,506)	(434,607)
	その他の条件付死亡	個 人 保 険	(1,107)	(1,213)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,107)	(1,213)
生 存 保 障	満期・生存給付	個 人 保 険	14,711	15,838
		個人年金保険	176,894	216,143
		団 体 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	191,606	231,982
	年 金	個 人 保 険	(—)	(—)
		個人年金保険	(27,806)	(34,189)
		団 体 保 険	(—)	(0)
		そ の 他 共 計	(27,806)	(34,189)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
		個人年金保険	293	606
		団 体 保 険	—	0
		そ の 他 共 計	293	606
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(778)	(833)
		個人年金保険	(2)	(2)
		団 体 保 険	(49)	(45)
		そ の 他 共 計	(829)	(881)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(816)	(873)
		個人年金保険	(3)	(2)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(819)	(876)
	その他条件付入院	個 人 保 険	(1,536)	(1,580)
		個人年金保険	(2)	(2)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,538)	(1,582)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成15年度末	平成16年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	(30,920)	(32,333)
	個人年金保険	(39)	(38)
	団 体 保 険	(36,904)	(29,011)
	そ の 他 共 計	(67,863)	(61,382)
手 術 保 障	個 人 保 険	(196,468)	(205,821)
	個人年金保険	(625)	(604)
	団 体 保 険	(—)	(—)
	そ の 他 共 計	(197,093)	(206,425)

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 契 約 高	
		平成15年度末	平成16年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	565,702	602,272
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	1,219,010	1,433,403
	そ の 他 共 計	2,425,112	2,642,102
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	39,938	35,344
	こ ど も 保 険	14,711	15,838
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金定期保険	1,245	1,175
	そ の 他 共 計	60,428	55,999
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	177,188	216,749
災害・疾病関係特約	災 害 割 増 特 約	210,176	211,715
	傷 害 特 約	148,038	152,241
	災 害 入 院 特 約	608	591
	疾 病 入 院 特 約	647	631
	成 人 病 保 障 特 約	104	114
	その他の条件付入院特約	83	95

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

3. 成人病保障特約には成人病入院特約を含みます。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	299,384	2,351,671	326,017	2,485,541
新 契 約	63,295	461,536	64,655	534,517
更 新	1,619	8,756	826	5,864
復 活	3,611	34,897	3,500	31,365
保 険 金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	2	949	—	540
死 亡	613	3,275	787	4,836
満 期	2,819	12,797	1,244	7,796
保 険 金 額 の 減 少	—	12,679	—	13,574
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	26,271	216,498	26,033	228,405
失 効	11,298	99,266	9,415	77,022
その他の異動による減少	893	27,752	241	28,093
月 末 現 在	326,017	2,485,541	357,278	2,698,102
(増 加 率)	(8.9%)	(5.7%)	(9.6%)	(8.6%)
純 増 加	26,633	133,870	31,261	212,560
(増 加 率)	(△ 31.5%)	(△ 53.1%)	(17.4%)	(58.8%)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	26,102	101,277	49,304	177,188
新 契 約	25,991	86,817	15,211	53,630
復 活	103	448	54	220
金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	41	189	60	395
死 亡	46	129	75	259
支 払 満 了	—	—	—	—
金 額 の 減 少	—	266	—	745
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	2,380	9,071	3,281	12,024
失 効	462	1,769	369	1,342
その他の異動による減少	45	308	61	313
月 末 現 在	49,304	177,188	60,843	216,749
(増 加 率)	(88.9%)	(75.0%)	(23.4%)	(22.3%)
純 増 加	23,202	75,910	11,539	39,561
(増 加 率)	(54.2%)	(37.7%)	(△ 50.3%)	(△ 47.9%)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成15年度		平成16年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	7,691,156	457,797	8,183,823	788,979
新 契 約	995,143	294,090	216,021	105,380
更 新	7,641,661	747,141	7,996,146	794,362
中 途 加 入	580,245	181,320	531,064	146,038
保 険 金 額 の 増 加	—	2,203	—	2,671
その他の異動による増加	584	11,489	688	361
死 亡	21,005	1,136	22,039	1,606
満 期	7,686,880	685,628	7,999,966	764,433
脱 退	886,726	196,631	885,068	149,575
保 険 金 額 の 減 少	—	14,309	—	29,333
解 約	129,228	5,873	4,121	15,738
失 効	17	34	383	2,534
その他の異動による減少	1,110	1,449	1,688	8,372
月 末 現 在	8,183,823	788,979	8,014,477	866,200
(増 加 率)	(6.4%)	(72.3%)	(△ 2.1%)	(9.8%)
純 増 加	492,667	331,182	△ 169,346	77,220
(増 加 率)	(—)	(1,171.4%)	(△ 134.4%)	(△ 76.7%)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 5年ごと利差配当付 個人保険および個人年金保険

配当基準利回りは次のとおりです。

区 分	平成15年度	平成16年度
個 人 保 険	1.75%	1.65%
個 人 年 金 保 険	1.75%	1.60%

責任準備金等の運用益が予定した運用益を上回る運用成果となった場合に、契約者配当準備金を積み立て、下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。平成16年度は、上記の配当基準利回り、および、予定利率にもとづき契約者配当準備金を算出しました。

なお、この契約者配当準備金は契約者配当金として確定したものではなく、今後の運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険

団体の規模、保険金支払実績等に応じて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

Ⅸ-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	平成15年度	平成16年度
個 人 保 険	5.7%	8.6%
個 人 年 金 保 険	74.9	22.2
団 体 保 険	72.3	9.8

(注) 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成15年度	平成16年度
新契約平均保険金	7,291	8,267
保有契約平均保険金	7,623	7,551

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	平成15年度	平成16年度
個 人 保 険	19.6%	21.5%
個 人 年 金 保 険	85.8	30.3
団 体 保 険	64.2	13.4

(注) 個人年金保険の分母（年度始の契約高）は年金支払開始前契約です。

(4) 解約失効率（対年度始）

区 分	平成15年度	平成16年度
個 人 保 険	12.5%	11.6%
個 人 年 金 保 険	10.5	7.9
団 体 保 険	3.9	5.7

(注) 1. 解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により解約・失効高を修正して算出した率を表します。

2. 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

平成15年度	平成16年度
10,880	10,291

(6) 死亡率（個人保険主契約）

平成15年度		平成16年度	
件数率	金額率	件数率	金額率
1.96‰	1.35‰	2.30‰	1.87‰

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成15年度	平成16年度
災害死亡保障契約	件数	0.28‰	0.18‰
	金額	0.25‰	0.16‰
障害保障契約	件数	0.13	0.13
	金額	0.01	0.03
災害入院保障契約	件数	5.53	4.56
	金額	160.16	129.51
疾病入院保障契約	件数	31.75	32.52
	金額	709.17	743.83
成人病入院保障契約	件数	8.32	9.29
	金額	259.50	245.71
疾病・傷害手術保障契約	件数	20.78	20.78
成人病手術保障契約	件数	1.35	5.80

(8) 事業費率（対収入保険料）

平成15年度	平成16年度
17.6%	17.9%

Ⅸ-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末	平成16年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	774	1,162
	災 害 保 険 金	19	8
	高 度 障 害 保 険 金	27	12
	満 期 保 険 金	1	2
	そ の 他	—	—
	小 計	823	1,184
年 金		—	1
給 付 金		238	236
解 約 返 戻 金		451	438
保 険 金 据 置 支 払 金		5	3
そ の 他 共 計		1,523	1,868

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末	平成16年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	137,101 (137,101)	169,519 (169,519)
	(特 別 勘 定)	(—)	(—)
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	12,360 (12,360)	21,302 (21,302)
	(特 別 勘 定)	(—)	(—)
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	36 (36)	39 (39)
	(特 別 勘 定)	(—)	(—)
	小 計 (一 般 勘 定)	149,498 (149,498)	190,861 (190,861)
	(特 別 勘 定)	(—)	(—)
	危 険 準 備 金	2,606	2,913
	合 計 (一 般 勘 定)	152,104 (152,104)	193,774 (193,774)
(特 別 勘 定)		(—)	(—)

(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成15年度末	平成16年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	5年チルメル式	5年チルメル式
	標準責任準備金対象外契約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		93.6%	96.6%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	115,601 百万円	1.65%～3.10%
2001年度	19,660	1.35%～1.75%
2002年度	26,122	1.35%～1.75%
2003年度	20,104	1.00%～1.75%
2004年度	9,333	1.00%～1.75%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(4) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険
平成15年度	前年度末現在	573	36	10	526
	利息による増加	0	0	0	—
	配当金支払いによる減少	528	1	0	526
	当年度繰入額	1,147	3	△ 2	1,145
	当年度末現在	1,192	38	8	1,145
		(6)	(3)	(2)	(—)
平成16年度	前年度末現在	1,192	38	8	1,145
	利息による増加	0	0	0	—
	配当金支払いによる減少	833	2	0	830
	当年度繰入額	675	△ 1	△ 3	679
	当年度末現在	1,034	35	4	995
		(19)	(16)	(3)	(—)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(5) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	貸借対照表の注記に記載したとおりです。
	個別貸倒引当金	0	2	1	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
	計	0	2	1	
退職給付引当金		54	73	18	
価格変動準備金		160	204	43	

(6) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(7) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		20,000	—	—	20,000	
うち 既発行株式	普 通 株 式	(500,000株) 20,000	(— 株) —	(— 株) —	(500,000株) 20,000	
	計	20,000	—	—	20,000	
資本剰余金	資 本 準 備 金	—	—	—	—	
	その他資本剰余金	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	

(8) 利益準備金及び任意積立金明細表

該当ありません。

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
個 人 保 険	54,530	55,615
(うち一時払)	(5,874)	(4,054)
(うち年払)	(11,755)	(12,019)
(うち半年払)	(268)	(266)
(うち月払)	(36,631)	(39,275)
個 人 年 金 保 険	7,637	11,795
(うち一時払)	(—)	(—)
(うち年払)	(823)	(924)
(うち半年払)	(29)	(35)
(うち月払)	(6,784)	(10,835)
団 体 保 険	2,836	3,211
そ の 他 共 計	65,005	70,623

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度合計	平成16年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険
死亡保険金	4,353	5,445	3,669	—	1,776
災害保険金	87	65	59	—	6
高度障害保険金	141	185	102	—	82
満期保険金	24	94	94	—	—
そ の 他	61	29	29	—	—
合 計	4,669	5,820	3,954	—	1,865

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

平成15年度合計	平成16年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険
44	88	27	61	0

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度合計	平成16年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険
死亡給付金	14	38	0	38	—
入院給付金	754	810	803	1	5
手術給付金	353	386	385	1	—
障害給付金	12	5	4	—	0
生存給付金	934	460	460	—	—
そ の 他	142	162	162	0	—
合 計	2,210	1,864	1,817	41	5

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

平成15年度合計	平成16年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険
9,585	12,001	10,967	1,033	—

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	—	—	—	—	— %
動 産	262	46	163	98	62.4
そ の 他	60	12	55	4	91.7
合 計	322	58	219	103	67.9

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
営 業 活 動 費	5,830	5,901
営 業 管 理 費	72	84
一 般 管 理 費	5,562	6,715
合 計	11,466	12,701

(16) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
国 税	45	34
消 費 税	11	8
印 紙 税	26	25
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	6	—
地 方 税	215	225
地 方 消 費 税	2	2
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	205	216
固 定 資 産 税	0	0
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	5	5
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合 計	260	259

(17) リース取引

リース取引については、リース契約 1 件あたりの金額が300万円未満のため、記載を省略しています。

Ⅸ－４ 資産運用に関する指標等（一般勘定）

（１）資産運用の概況

① 平成16年度の資産の運用概況

イ．運用環境

当期におけるわが国経済は、年度後半に生産面などに弱めの動きが見られましたが、雇用・賃金面では雇用調整の進捗や収益拡大を背景に改善の動きが見られるなど、基調としては回復を辿りました。

このような環境下、株価は原油価格の高騰などから内外経済の先行きに対する慎重な見方もあって前期末の11,715.39円から11,668.95円に小幅低下しました。金利は、上期に経済回復を背景とした先高観から10年国債が約1.9%まで上昇する局面があったものの、その後は総じて落ち着いた推移となり期末には1.33%となりました。

ロ．運用方針

当社では、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的・安定的収益の確保を基本方針として、円建ての公社債を中心に運用を行っています。

ハ．運用実績の概況

当期末の総資産は228,698百万円、運用資産は222,094百万円となりました。増加資産につきましては、国債中心に配分をいたしました。

なお、資産運用収支は4,892百万円となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	6,607	3.5%	8,655	3.8%
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	16,450	8.8	24,810	10.8
有 価 証 券	154,097	82.2	182,894	80.0
公 社 債	139,846	74.6	171,953	75.2
株 式	12,236	6.5	8,901	3.9
外 国 証 券	2,014	1.1	2,040	0.9
公 社 債	2,014	1.1	2,040	0.9
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	4,584	2.4	5,733	2.5
保 険 約 款 貸 付	4,584	2.4	5,733	2.5
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	5,795	3.1	6,606	2.9
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 0.0	△ 2	△ 0.0
合 計	187,534	100.0	228,698	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
現預金・コールローン	140	2,048
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	6,049	8,360
有 価 証 券	28,593	28,797
公 社 債	24,882	32,107
株 式	4,073	△ 3,335
外 国 証 券	△ 362	26
公 社 債	△ 362	26
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	1,125	1,148
保 険 約 款 貸 付	1,125	1,148
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	838	811
貸 倒 引 当 金	△ 0	△ 1
合 計	36,748	41,164
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：％)

区 分	平成15年度	平成16年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	1.64	1.70
公 社 債	2.15	1.98
株 式	1.91	28.41
外 国 証 券	2.07	2.17
貸 付 金	3.11	3.11
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	2.03	2.47

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
現預金・コールローン	5,364	8,698
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	12,435	21,268
公 社 債	123,295	152,679
株 式	5,146	4,524
外 国 証 券	2,283	2,000
貸 付 金	3,912	5,074
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	154,263	198,284
うち海外投融資	2,283	2,000

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
利息及び配当金等収入	2,706	3,402
商品有価証券運用益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	203	360
売買目的有価証券運用益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	262	1,203
有 価 証 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	—
そ の 他 運 用 収 益	—	10
合 計	3,172	4,976

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
支 払 利 息	0	0
商品有価証券運用損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	31	82
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	8	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸倒引当金繰入額	0	1
貸 付 金 償 却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	—	—
合 計	40	84

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	2,574	3,227
公 社 債 利 息	2,428	3,054
株 式 配 当 金	98	129
外国証券利息配当金	47	43
貸 付 金 利 息	121	157
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	2,706	3,402

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
国 債 等 債 券	262	46
株 式 等	—	1,156
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	262	1,203

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
国 債 等 債 券	31	82
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	31	82

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	90,179	58.5%	117,255	64.1%
地 方 債	5,846	3.8	7,885	4.3
社 債	43,819	28.4	46,812	25.6
うち公社・公団債	2,469	1.6	5,407	3.0
株 式	12,236	7.9	8,901	4.9
外 国 証 券	2,014	1.3	2,040	1.1
公 社 債	2,014	1.3	2,040	1.1
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	154,097	100.0	182,894	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	—	831	1,281	5,587	—	82,479	90,179
地 方 債	—	—	847	999	1,503	2,496	5,846
社 債	100	1,349	2,095	15,726	4,728	19,818	43,819
株 式						12,236	12,236
外 国 証 券	—	712	—	212	600	489	2,014
公 社 債	—	712	—	212	600	489	2,014
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100	2,893	4,224	22,525	6,832	117,520	154,097

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	711	1,805	7,156	531	2,349	104,700	117,255
地 方 債	—	524	1,003	976	885	4,495	7,885
社 債	701	1,151	8,372	10,488	3,166	22,930	46,812
株 式						8,901	8,901
外 国 証 券	705	—	110	703	—	521	2,040
公 社 債	705	—	110	703	—	521	2,040
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,118	3,482	16,642	12,700	6,401	141,549	182,894

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：％)

区 分	平成15年度	平成16年度
公 社 債	1.96	2.05
外 国 公 社 債	2.18	2.18

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末		平成16年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—％	—	—％
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	—
	医 薬 品	679	5.6	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	784	6.4	33	0.4
	輸 送 用 機 器	5,952	48.6	4,758	53.5
	精 密 機 器	2,030	16.6	2,360	26.5
	そ の 他 製 品	1,721	14.1	1,749	19.7
電 気 ・ ガ ス 業		959	7.8	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	110	0.9	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証券、商品先物取引業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	—	—
合 計		12,236	100.0	8,901	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末残高	平成16年度末残高
保 険 約 款 貸 付	4,584	5,733
契 約 者 貸 付	3,397	4,353
保 険 料 振 替 貸 付	1,187	1,379
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	4,584	5,733

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 不動産及び動産明細表

① 不動産及び動産の明細

(単位：百万円)

平成15年度	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	— %
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	動 産	63	41	1	31	72	216	75.1
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	63	41	1	31	72	216	75.1

(単位：百万円)

平成16年度	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	— %
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	動 産	72	79	6	46	98	163	62.4
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	72	79	6	46	98	163	62.4

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

該当ありません。

(24) 不動産動産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 不動産動産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度
不 動 産	—	—
動 産	1	6
そ の 他	—	—
合 計	1	6

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	— %	—	— %
公社債(円建外債)・その他	2,014	100.0	2,040	100.0
小 計	2,014	100.0	2,040	100.0

二. 合計

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	2,014	100.0%	2,040	100.0%

② 地域別構成

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末								平成16年度末							
	外国証券						非居住者 貸 付		外国証券						非居住者 貸 付	
	公社債		株式等		公社債				株式等							
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	1,502	%	1,502	%	—	%	—	%	1,533	%	1,533	%	—	%	—	%
ヨーロッパ	305	15.2	305	15.2	—	—	—	—	302	14.8	302	14.8	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 南 米	206	10.2	206	10.2	—	—	—	—	203	10.0	203	10.0	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,014	100.0	2,014	100.0	—	—	—	—	2,040	100.0	2,040	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

平成15年度		平成16年度	
2.07	%	2.17	%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当 期 増加額	当 期 減少額	減価償却 累 計 額	期末残高	摘要
電 話 加 入 権	4	—	—	—	1	
合 計	4	—	—	—	1	

IX-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分		平成15年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
	満期保有目的の債券	68,511	63,807	△ 4,704	713	5,417
	責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	91,090	102,035	10,945	11,312	367
	公 社 債	67,344	71,334	3,990	4,145	154
	株 式	5,146	12,236	7,090	7,090	—
	外 国 証 券	2,000	2,014	14	29	15
	公 社 債	2,000	2,014	14	29	15
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—
	そ の 他	16,600	16,450	△ 149	47	197
合 計		159,602	165,843	6,240	12,025	5,784
公 社 債		135,855	135,142	△ 713	4,858	5,572
株 式		5,146	12,236	7,090	7,090	—
外 国 証 券	外 国 証 券	2,000	2,014	14	29	15
	公 社 債	2,000	2,014	14	29	15
	株 式 等	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金		—	—	—	—	—
そ の 他		16,600	16,450	△ 149	47	197

（注） 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱を行うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価格、差損益は、それぞれ、16,600百万円、△149百万円です。

・ 時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
満期保有目的の債券		102,935	99,641	△ 3,294	2,058	5,353
責任準備金対応債券		—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式		—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券		94,666	104,769	10,103	10,222	118
公 社 債		64,667	69,017	4,350	4,388	37
株 式		3,399	8,901	5,501	5,501	—
外 国 証 券		1,999	2,040	40	40	—
公 社 債		1,999	2,040	40	40	—
株 式 等		—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—
譲渡性預金		—	—	—	—	—
そ の 他		24,600	24,810	210	291	80
合 計		197,601	204,410	6,809	12,280	5,471
公 社 債		167,602	168,658	1,056	6,446	5,390
株 式		3,399	8,901	5,501	5,501	—
外 国 証 券		1,999	2,040	40	40	—
公 社 債		1,999	2,040	40	40	—
株 式 等		—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—
譲渡性預金		—	—	—	—	—
そ の 他		24,600	24,810	210	291	80

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。

2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価格、差損益は、それぞれ、24,600百万円、210百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末					平成16年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差	損 益		貸借対照 表計上額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
金銭の信託	16,450	16,450	—	—	—	24,810	24,810	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末					平成16年度末				
	帳簿価額	時 価	差	損 益		帳簿価額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	16,600	16,450	△ 149	47	197	24,600	24,810	210	291	80

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

X. 保険会社の運営

X-1 リスク管理の体制

p.10 II-1 リスク管理体制をご参照下さい。

X-2 法令遵守の体制

p.11~13 II-2 コンプライアンス（法令等遵守）体制をご参照下さい。

X-3 個人データ保護について

p.14~15 II-3 お客様情報の保護をご参照下さい。

XI. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

XII. 保険会社及びその子会社等の状況

XII-1 保険会社及びその子会社等の概況

該当ありません。

XII-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

該当ありません。

XII-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

該当ありません。

本冊子は、保険業法第111条および保険業法施行規則第59条にもとづいて作成した資料であります。なお、金額は記載単位未満を切捨てており、諸比率は四捨五入によって表示しています。

日本興亜生命の現状

2005年 7 月

日本興亜生命保険株式会社
経営企画部 企画人事グループ

〒104-8407 東京都中央区築地 3 丁目 4 番 2 号
TEL 03 (5565) 8080 (代表)
FAX 03 (5565) 8365
